

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成19年6月

鹿屋体育大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織（実施体制）	9
基準 3	教員及び教育支援者	17
基準 4	学生の受入	25
基準 5	教育内容及び方法	32
基準 6	教育の成果	53
基準 7	学生支援等	59
基準 8	施設・設備	68
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	74
基準 10	財務	79
基準 11	管理運営	83

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 鹿屋体育大学
- (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市
- (3) 学部等の構成

学部：体育学部

研究科：大学院体育学研究科

附置研究所：なし

関連施設：外国語教育センター、海洋スポーツセンター、スポーツトレーニング教育研究センター、生涯スポーツ実践センター、アドミッションセンター、スポーツ情報センター、保健管理センター、附属図書館

- (4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部723人，大学院91人

専任教員数：59人

助手数：0人

2 特徴

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、昭和56年10月に開学した国立唯一の体育系単科大学である。昭和63年には大学院体育学研究科（修士課程）を、平成16年には大学院体育学研究科（博士後期課程）を設置し、現在に至っている。

本学の教育研究の対象は、スポーツ振興法上の「スポーツ」と捉えることができ、スポーツが行われる場面としては、学校教育、社会教育や公的部門、民間部門を問わず、生涯スポーツ、競技スポーツ、娯楽としてのスポーツ、プロスポーツのいずれも含むこととなる。

教育研究上の特色としては、「スポーツ」に関する学問的及び実践的究明を機軸とする総合性、学際性、実践性であり、独創的、先端的な研究成果をめざしている点があげられ、教育面では、高い技能・知識と教養を合わせ持つ指導の人材の養成をめざして、実学を重視しつつ、スポーツに関する科学的な基礎知識と幅広い応用能力が身に付くよう配慮している。また、学生の競技力向上は、本学の教育研究の成果として、また、我が国スポーツ振興に寄与する観点からも、重要な教育研究目標である。

こうした特色を持つ新構想大学として、豊かな自然を背景に、陸上競技場、サッカー場、屋内実験プール、海洋スポーツセンター等の充実した施設とともに、加減圧調整可能流水プールやトレーニング環境シミュレータ等

の特色ある設備を有している。入学する学生の出身がほぼ全ての都道府県を網羅している点も特色である。

組織運営面では、設置当初から副学長を置くとともに、大講座制を採用していたことや、開かれた大学として広く学外者の意見を聞くための参与制度を設けており、その後の大学改革を巡る法改正や国立大学法人化に比較的無理なく対応できたと言える。また、国立大学法人化構想など大学関係者に全く意識されることのなかった時点で「平成8年度を起点とする中期計画」（5年間）を策定し、達成状況の点検・評価を行っている。

国立大学法人化4年目を迎えた現時点で、教育研究面での具体的な特徴としては、次の点が上げられる。

- ①学部は、スポーツ総合課程と武道課程の2課程からなり、教養やスポーツ科学に関する教育のほか、陸上運動、体操、水泳、海洋スポーツ、柔道・剣道等の実技指導を行う。学生に対しては、小クラス担任制により、きめ細かな指導・支援体制をとっている。また、大学院研究科は、学部レベルの両課程を横断した形で、生涯スポーツ科学、スポーツ医科学領域を扱う「総合健康運動科学系」と、トレーニング科学、スポーツ科学領域を扱う「総合トレーニング運動科学系」で構成している。
- ②教員組織としては、当初の大講座制をさらに大きくくり（学部レベルで3つの系）とし、教育研究や人事面での弾力的な対応を図っている。
- ③学生の国際的な競技力向上のため、TASS（Top Athlete Support System）プロジェクトを組織し、学生に対し、トレーニングや科学的知見による支援等を全学的に行っている。
- ④運動による心身の健康の保持増進に関する研究は、本学の存立基盤を形成するものであり、PALS(Promotion of Active Life Style)プロジェクトを組織し、地域社会との連携・協力の下に実践的研究を推進している。
- ⑤スポーツに関する学生の実践的指導力の養成と地域貢献をめざす学生スポーツボランティア支援事業や、学生の自主学習を支援するためのe-learningシステム構築に取組んでおり、いずれも現代GPとして採択されている。
- ⑥国立大学法人化を機に、本学の人的・物的資源を活用した総合型地域スポーツクラブ「NIFSスポーツクラブ」を立ち上げ、地域におけるジュニア期からのアスリート養成や、スポーツを通じた健康づくりに貢献している。

Ⅱ 目的

本学は、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道（以下「スポーツ・健康」と総称する。）に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与することを目的としている（鹿屋体育大学学則第2条）。

国立唯一の体育系単科大学として、本学の目的の特色は、スポーツ・健康に関する科学的、実践的な研究を行い、幅広くこれらの分野における指導者の養成を行うことである。このためには、科学的、実践的な研究の成果を生かし、特に教育においては、出来るだけ多くの種目に関する基礎的な実技を修得させるとともに、専攻する運動種目に関する高度の技能と、競技水準の向上を図る科学的なトレーニングに関する知識を身につけさせている。なお、学生の国際競技力の向上は、教育研究の成果として、また、本学が我が国スポーツ振興に期待される役割に鑑み、重要な目標に位置付けられている。

教育、研究及び社会貢献についての目指すべき方向性は、次のとおりである。

1. 教育

（1）体育学部においては、幅広い教養と品格ある豊かな人間性を備え、実践的、創造的な指導力を持った活力のある人材を育成することとしており、次のような養成すべき人材像に関する具体的な目標を設定している。

- ① スポーツ指導力と生涯各段階の運動による健康の維持増進の必要性への理解をもち、生涯スポーツの振興に積極的に貢献し得る人材。
- ② スポーツを通じて培われた高い人間力をもち、社会の各分野で活躍し得る人材。
- ③ スポーツ指導力と児童生徒の発達への理解をもち、学校運営に積極的に参画できる教員の資質を持つ人材。
- ④ 国際水準の競技力をもち、日本代表として国際的に活躍できる人材。
- ⑤ 競技力向上をトレーニング理論に基づき指導できる指導者になり得る人材。

（2）体育学研究科においては、豊かな教養と品格を合わせ持った国際的に活躍できる実践的な高度専門指導者を育成することとしており、次のような養成すべき人材像に関する具体的な目標を設定している。

- ① スポーツ、健康づくりにおいて適切に支援できる高度の専門性を有する人材。
- ② 体育分野の学際的な研究活動を積極的に推進し、健康の維持・増進、競技スポーツの高度化、伝統武道に関する諸問題を科学的見地から解明するために必要な専門知識を有する高度専門指導者。

なお、平成19年度から、体育学研究科博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国スポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせた。

2. 研究

研究面では、スポーツ・健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進することとし、具体的には次のような目指すべき研究の方向性を掲げている。

- ① スポーツにおける競技力の向上を図るために、身体発達に应ずる運動適応のメカニズムを明らかにし、科学的なトレーニング法の構築と高度の指導システムの開発を国際的視野に立って推進すること。
- ② スポーツによる健康づくりの原則を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発し、アクティブライフスタイルの形成と生涯スポーツの振興に積極的に寄与すること。
- ③ 発育期の青少年の心身の健全な発達に資する一貫指導システムの研究・開発を行うとともに、指導者の確保と施設の整備を含めた学校体育の充実へ寄与すること。

3. 社会貢献

社会貢献については、科学的トレーニング法や発育期の一貫指導システムの研究開発を推進し、国際的な競技力向上に貢献するとともに、社会の活性化に資する国民の健康増進と豊かなスポーツライフの形成に向けたプログラムの研究成果を発信している。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学は、体育・スポーツ・レクリエーション及び武道に関する実践的指導者の養成という社会的ニーズに応え、新構想の国立大学として昭和 56 年に設置されたものであり大学の名称そのものに教育研究分野と設置場所を冠している。

本学の教育研究活動の基本方針は、鹿屋体育大学学則第 2 条【資料 1-1】に規定するとおりであり、この方針に基づき、中期目標・中期計画【資料 1-2】において具体化に向けた取組を明らかにしている。

このうち、本学の教育や人材養成の基礎となる研究面については、スポーツによる健康づくりを含め、スポーツに関する「独創的、先端的、総合的な学術研究」「学際領域における実践的な研究」を推進することを本学中期目標において明らかにしており、期間中の研究の重点については、同中期計画に列挙している。

学部の教育については、本学学則第 13 条【資料 1-3】に規定し、養成すべき指導者像の内容として、本学中期目標において、「幅広い教養と品格ある豊かな人間性を備え、実践的、創造的な指導力を持った活力のある人材」とし、具体的な内容を同中期計画に列挙【資料 1-4】している。

なお、学生の国際的競技力向上は、本学のスポーツ・健康に関する諸科学の教育研究成果を測る指標として、また、指導者の備えるべきスポーツ指導力やコーチング力の基礎として重要であるとともに、我が国スポーツ振興に寄与する人材の輩出という観点から、本学における重点的取組の一つとなっている。

大学院体育学研究科の教育・研究指導については、本学学則第 37 条【資料 1-5】に規定し、養成すべき人材像を補完して、本学中期目標において、「豊かな教養と品格を合わせ持った国際的に活躍できる実践的な高度専門指導者」とし、具体的な内容を同中期計画に列挙【資料 1-6】している。

【資料 1-1】鹿屋体育大学学則より抜粋

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び自己評価等

(目的)

第 2 条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道（以下「スポーツ・健康」と総称する。）に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与する。

【資料 1-2】鹿屋体育大学ホームページより

中期目標 : <http://www.nifs-k.ac.jp/outline/pdf/18moku.pdf>

中期計画 : <http://www.nifs-k.ac.jp/outline/pdf/18tyu-kei.pdf>

【資料 1－3】鹿屋体育大学学則より抜粋

第 2 章 学部通則

第 1 節 目的

(目的)

第 13 条 本学学部は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開しうる優れた実践的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する。

【資料 1－4】鹿屋体育大学中期計画より抜粋

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学部教育に関する目標を達成するための措置

○ 養成すべき人材像に関する具体的な目標の設定

- ・スポーツ指導力と生涯各段階の運動による健康の維持増進の必要性への理解をもち、生涯スポーツの振興に積極的に貢献し得る人材
- ・スポーツを通じて培われた高い人間力をもち、社会の各分野で活躍し得る人材
- ・スポーツ指導力と児童生徒の発達への理解をもち、学校運営に積極的に参画できる教員の資質を持つ人材
- ・国際水準の競技力をもち、日本代表として国際的に活躍できる人材
- ・競技力向上をトレーニング理論に基づき指導できる指導者になり得る人材

【資料 1－5】鹿屋体育大学学則より抜粋

第 3 章 大学院通則

第 1 節 目的

(目的)

第 37 条 本学大学院は、スポーツ・健康に関する学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する。

- 一 修士課程の目的 高度な学識を授け、スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う。
- 二 博士後期課程の目的 スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者を養成する。

【資料 1－6】鹿屋体育大学中期計画より抜粋

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

② 大学院教育に関する目標を達成するための措置

○ 養成すべき人材像に関する具体的な目標の設定

- ・スポーツ、健康づくりに関して適切に支援できる高度の専門性を有する人材
- ・体育分野の学際的な研究活動を積極的に推進し、健康の維持・増進、競技スポーツの高度化、伝統武道に関する諸問題を科学的見地から解明するために必要な専門知識を有する高度専門指導者

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を学則で定め、基本理念、中期目標・中期計画を大学概要、本学ホームページで公表し、学生に対しては、各年度の体育学部履修要項、大学院体育学研究科履修要項（修士課程）及び大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）等でその趣旨は明確にされている。以上のことから、大学は目的、基本理念、教育研究価値等の指針、教育目的などを明確に定めている。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、既述のとおり、体育・スポーツ、レクリエーション及び武道の分野を対象とし、学校教育としてのスポーツ、生涯教育としてのスポーツ、娯楽としてのスポーツ及びプロスポーツという幅広い場を想定して、これらに関する「理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成するとともにスポーツ・健康に関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与する。」【資料 1-1】ものである。

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第 52 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。」と規定しており、本学のように、「体育・スポーツ、武道及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する」という研究目標とその成果に立って、「豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」ことは、同法に規定する大学の目的に適合するものである。

観点 1-1-③： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の大学院体育学研究科の目的は、【資料 1-5】のとおりであり、具体的には、生涯スポーツ科学及びスポーツ医科学の領域からなる総合健康運動科学系、トレーニング科学及びスポーツ科学の領域からなる総合トレーニング運動科学系の分野において、教育研究指導を通じ、①スポーツ、健康づくりにおいて適切に支援できる高度の専門性を有する人材、②体育分野の学際的な研究活動を積極的に推進し、健康の維持・増進、競技スポーツの高度化、伝統武道に関する諸問題を科学的見地から解明するために必要な専門知識を有する高度専門指導者の養成【資料 1-6】を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第 65 条は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」としており、本学大学院のように、既述の本学の研究目標とその成果に立って、生涯スポーツ科学、スポーツ医科

学、トレーニング科学及びスポーツ科学に関する「学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する」ことは、同法に規定する大学院の目的に適合するものである。

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学則、国立大学法人鹿屋体育大学中期目標・中期計画、鹿屋体育大学ホームページ【資料 1-7】、各年度の「国立大学法人鹿屋体育大学概要」、各年度の「体育学部履修要項」・「大学院体育学研究科履修要項（修士課程）」・「大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）」、「学生生活の手引き」【添付資料 1】等に、本学の目的や基本的人材養成像を記載している。

また、学生には全員に履修要項を配布し、さらに学年はじめのガイダンスにより、基本理念、教育課程、教育内容の特色等、本学の目的や教育研究活動の指針を周知している。

【資料 1-7】鹿屋体育大学ホームページより

鹿屋体育大学の基本的な目標 : http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-003.html

【分析結果とその根拠理由】

鹿屋体育大学の目的の周知については、様々な機会をとらえて実施しており、教職員数も学生数も少ない体育系小規模単科大学として、本学の構成員に十分に行われている。

観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

大学の目的については、鹿屋体育大学ホームページ【資料 1-7】のほか、各年度の「国立大学法人鹿屋体育大学概要」、各種学生募集要項及び大学案内【添付資料 2】を発刊、配布により社会に広く公表している。

また、大学が目的とする教育研究の成果としての学生の優秀な競技結果については、アテネオリンピック女子水泳競技 800 メートル自由形で、現役学生が金メダルを獲得【添付資料 3】したことなどを通じて、マスコミに取り上げられている。

さらに、運動による心身の健康の保持増進に関する研究を地域社会との連携・協力の下に推進する PALS (Promotion of Active Life Style) プロジェクトを実施したり、大学の最新の研究成果や知見を地域住民に紹介する「研究最前線」や公開講座等の実践を通じて、目的の周知をしている。

【分析結果とその根拠理由】

鹿屋体育大学の目的の周知については、鹿屋体育大学ホームページのほか、各年度の「国立大学法人鹿屋体育大学概要」、各種学生募集要項及び大学案内を通じた努力や、各種競技結果の新聞報道、公開講座や大学の知見を分かりやすく紹介する事業の実施等を通じて、広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 大学の目的、基本理念及び教育研究活動の指針が明確に定められており、学則、大学概要、大学案内及びホームページに掲載され、明示されている。
- ・ 学部、大学院研究科とも、それぞれ履修要項が作成され、教育目的や養成しようとする人材像が明示されているものが、学生に配布され、ガイダンスでも周知されている。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

大学の目的を学則で定め、基本理念、中期目標・中期計画を大学概要、ホームページで公表し、学生に対しては、各年度の体育学部履修要項、大学院体育学研究科履修要項（修士課程）及び大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）で明らかにしている。

また、本学は「体育・スポーツ、武道及び健康に関する独創的、先端的、総合的な学術研究を進め、学際領域における実践的な研究を推進する」という研究目標とその成果に立って、「豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」としており、学校教育法第 52 条に規定する大学の目的に適合している。

本学大学院研究科においては、既述の本学の研究目標とその成果に立って、生涯スポーツ科学、スポーツ医科学、トレーニング科学及びスポーツ科学に関する「学術の理論及び応用と実践が一体となった教育研究を展開し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、スポーツ文化の進展及び国民の健康の増進に寄与する」ことを目的としており、学校教育法第 65 条に規定する大学院の目的に適合している。

鹿屋体育大学の目的の周知については、様々な機会をとらえて実施しており、鹿屋体育大学ホームページ、各年度の「国立大学法人鹿屋体育大学概要」、「履修要項」、各種学生募集要項及び大学案内の発刊、学生の各種競技結果に関する新聞報道等、地域社会での運動を通じた健康づくり事業の実施を通じて、大学の目的は広く公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の目的に照らして、本学学士課程の教育研究上の基本組織として、「体育学部」を設置【資料 2-1】しており、教育上の課程として、スポーツ総合課程と武道課程【資料 2-2】を置いている。

スポーツ総合課程ではトップレベルのアスリートの育成や科学的サポート、ジュニア期からの一貫指導、生涯にわたるスポーツ・健康づくりのコーディネートなどに関心を持ち、同分野で指導者や競技者を目指す者を育成することを目的とした教育課程を編成している。また、武道課程は武道に関心を持ち、同分野で指導者や競技者を目指す者を育成することを目的とした教育課程を編成している。

【資料 2-1】鹿屋体育大学通則より抜粋

第 4 章 大学の組織

第 1 節 教育研究組織等

（学部）

第 30 条 本学に、教育研究上の基本となる組織として、体育学部（以下「学部」という。）を置く。

【資料 2-2】鹿屋体育大学学則より抜粋

第 1 章 総則

第 2 節 教育研究組織

（学部、課程及び収容定員）

第 5 条 本学に、体育学部（以下「学部」という。）を置く。

2 学部に置く課程、入学定員及びその収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
スポーツ総合課程	120 人		480 人
武道課程	50		200
		10	20
	170	10	700

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究の対象は、学則上は「体育・スポーツ、レクリエーション及び武道」となっており、その特色を考慮して、スポーツ総合課程と武道課程を設置していることは、体育学部における教育研究の目的を円滑に達成する上で、適切である。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、調和と共生の精神を有し、知性と総合的な判断力を備えた人間性豊かな人材を育成することを目標に、「全教員出動方式により一人一人の学生とのコミュニケーションを重視した人格教育を展開し、幅広い教養と国際性豊かな人間性の涵養を図る」こととし、体育学の専門性・実践性に立った教養教育、人間性、倫理性を身につけるための教育とともに、キャリア形成を重視している。

教養教育の理念・目標については、4年一貫の教育全体の中で達成していくこととしており、平成19年度からは教養科目に相当する「一般科目」及び「キャリア形成科目」と「専門科目」を各科目の特性に配慮して、楔形に配置したカリキュラム体系としている。

また、教養教育に関しては、科目編成等の検討を教務委員会が、その改善についてはFD推進専門委員会が担当する体制となっている。

なお、上記委員会の活動内容は【添付資料4】のとおりとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

運動による心身の健康の保持増進は、本学の教育研究目的の一つでもあり、本学の教養教育の目的である豊かな人間性形成の基礎をなすものである。この意味で、いわゆる教養科目と専門科目の履修学年を過度に片寄せることなく、体育学の専門性・実践性に立って楔形に配置したカリキュラムは有効な方策である。

また、上記のような本学における教養教育の特色や小規模大学であることに鑑み、全学的な教務委員会及びFD推進専門委員会が教養教育も含め教育の改善を担当していることは適切であり、それぞれの委員会がその役割を果たしている。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学の目的に照らして、体育学研究科の構成は、いわゆる区分制博士課程の体育学専攻からなり、前期の2年の課程はこれを修士課程として取り扱うことから、本学では「修士課程」と称し、後期3年の課程は「博士後期課程」と称している【資料2-3】。

さらに具体的には、修士課程においては学部の実研究成果を基礎に、体育・スポーツ、健康に関する科学的及び実践的な教育研究領域において、特に社会的要請の強い分野を中心とした専門性の高い職業人の養成、研究者の養成及び社会人の再教育を目的とし、博士後期課程においては、学部及び修士課程での教育研究の成果を基礎に、生涯スポーツ又は競技スポーツの分野において、関連する諸科学等の研究進展の成果を学際的・統合的に把握して、これまでにない学際領域の分野を開拓し、実践に結びつけることが出来る独創性のある高度専門指導者の養成を目的とすることを、それぞれの課程の履修要項【添付資料1】で明らかにしている。

体育学研究科における教育課程は、修士課程、博士後期課程を通じて、「総合健康運動科学系」「総合トレーニング運動科学系」の2系により編成している。

総合健康運動科学系は、運動による人のアクティブ・ライフスタイルの推進、運動・スポーツによる健康の保持増進、生活習慣病の予防、運動処方、スポーツ傷害の防止、リハビリテーション方法等の開発を目指し、「生涯スポーツ科学領域」、「スポーツ医科学領域」で構成している。

また、総合トレーニング運動科学系は、競技スポーツ・武道における競技力の向上を目的としたトレーニング

方法やコーチング方法の開発、運動に対するこれらの反応の解明を目指し、「トレーニング科学領域」及び「スポーツ科学領域」で構成している。

なお、平成19年度から、博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国のスポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせた。

【資料2－3】鹿屋体育大学学則より抜粋

第1章 総則

第2節 教育研究組織

(大学院 専攻及び収容定員)

第6条 本学に、大学院を置き、体育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 前項の前期2年の課程は、「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。

4 研究科に体育学専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
修士課程	18	36
博士後期課程	8	24

【分析結果とその根拠理由】

大学院体育学研究科における教授研究等の目的に沿って、鹿屋体育大学中期目標に基づいた中期計画が定められ、また、学則が制定されている。この中で、いわゆる区分制博士課程の前期課程としての修士課程、後期課程としての博士後期課程を通じて推進すべき教育研究の目的や養成すべき人材像に関する目標を掲げている。

さらに、修士課程の履修要項、博士後期課程での履修要項において、それぞれの課程での人材養成目標が明らかにされており、この目的に沿った2系4領域を置いていることは、適切である。

また、教育研究の目的に沿って適切に教育課程の編成がなされており、それぞれの教育研究領域や、人材養成像に対応した教育課程となっている。

観点2－1－④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点2－1－⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、学内共同教育研究施設として6つの全学的なセンターと、保健管理センターを設置【資料2－4】している。

外国語教育センター【添付資料5】は、主として、グローバルに活躍し得る人材養成を目的として、外国語教育や異文化理解に関する教育研究を行うためのセンターである。海洋スポーツセンター【添付資料6】は、主として、海洋スポーツに関する理論教育・実技指導及び研究活動を行うためのセンターである。スポーツトレーニング教育研究センター【添付資料7】は、発達段階に応じた科学的なトレーニング方法の開発・研究を行うとともに、スポーツトレーニング指導者の養成とその資質の向上を図るための各種教育活動を実践するためのセンターである。生涯スポーツ実践センター【添付資料8】は、人々の各ライフステージにあった運動・スポーツプログラムの開発・指導、地域のスポーツ振興や健康づくり、地域スポーツプログラムの育成支援、生涯スポーツ指導者育成、運動・スポーツプログラムの地域社会効果測定などに関した実践的研究分野について地域との連携研究を実施している。アドミッションセンター【添付資料9】は、入学者選抜制度全般について研究を行うとともに、アドミッションオフィス入学試験の企画・広報・実施に関する業務を行っている。スポーツ情報センター【添付資料10】は、本学のマルチメディアを活用した教育及び研究に資するとともに、スポーツ教育研究情報のデータベース化や、e-Learning システムなど、本学の新しい取組を支援している。

また、保健管理センター【添付資料11】は、学生及び職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行っている。

【資料2－4】鹿屋体育大学通則より抜粋

第4章 大学の組織

第1節 教育研究組織等

(学内共同教育研究施設)

第35条 本学に、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 一 外国語教育センター
- 二 海洋スポーツセンター
- 三 スポーツトレーニング教育研究センター
- 四 生涯スポーツ実践センター
- 五 アドミッションセンター
- 六 スポーツ情報センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第36条 本学に、学生及び職員の健康管理及び健康増進に関する専門的業務を行うため、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

本学の人材養成目的及び、教育研究上の特色を生かす上で外国語教育センターについては、本学の教育目標である幅広い教養、国際的に活躍できる人材養成に重要な役割を果たしている。海洋スポーツセンターについては、錦江湾に近接して設置された本学の位置的・気候的条件の特性を生かした教育研究の中心施設となっている。ス

スポーツトレーニング教育研究センターについては、スポーツに関する科学的・実践的な研究とその成果としての国際競技力向上に貢献している。生涯スポーツ実践センターについては、生涯スポーツの振興に大きく寄与している。アドミッションセンターについては、特に本学の科学的・実践的な教育研究成果を効果的に受け止められる競技力の高い学生を入学させる上で重要な役割を果たしている。スポーツ情報センターについては、情報の発信を通して、体育・スポーツの進展に寄与している。保健管理センターについては、特に、体育大学という本学の特性から、学生の心身の健康管理や健康増進上、他大学以上に重要な役割を果たしている。

これらのことから、本学に設置している学内共同教育研究施設の6つの全学的なセンターと、保健管理センターは、学部・大学院における教育研究目的の達成に密接に関連した業務を行い、その支援のために重要な役割を果たしており、いずれも、その構成は適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、国立大学法人法の定めるところにより、教育課程や教育方法の方針等、教育研究に関する重要事項については、教育研究評議会が審議【資料 2-5】している。

教育研究評議会は、学長、理事（副学長 2 名を含む）、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センターの長、学長補佐、学部の系主任及び副主任、研究科の系主任、事務局長で構成しており、原則として、月 1 回定例日を設けて開催【添付資料 12】しており、必要に応じて臨時会を開いている。

国立大学法人化後の本学の教授会は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、【資料 2-6】により設置されている。その組織運営については、鹿屋体育大学教授会規則【添付資料 13】に定めており、構成は同規則第 2 条により、学長、副学長、学長補佐、教授、准教授、専任講師及び助教であり、審議事項は同規則第 3 条により、学校教育法第 59 条及び学校教育法施行規則第 67 条に従うほか、教育課程の編成に関する事項、学生指導及び福利厚生並びに学生の賞罰に関する事項、卒業・課程の修了又は学位授与に関する事項を加えている。開催は、入学試験合否判定や卒業判定等の必要に際し適宜開催【添付資料 14】している。なお、審議事項のうち、大学院体育学研究科に関するものについては、本学通則により【資料 2-7】に定める大学院体育学研究科委員会の議決【添付資料 15】をもって、教授会の議決としている。

【資料 2-5】鹿屋体育大学通則より抜粋

第 2 章 法人の組織

第 3 節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議等

(教育研究評議会)

第 22 条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、本学の教育研究に関する学内の代表者で構成する。

3 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

【資料 2－6】鹿屋体育大学通則より抜粋

第4章 大学の組織

第3節 大学の運営組織

(教授会)

第44条 本学に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

【資料 2－7】鹿屋体育大学通則より抜粋

第4章 大学の組織

第3節 大学の運営組織

(大学院体育学研究科委員会)

第45条 本学に、教授会の委任を受けて、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、大学院体育学研究科委員会を置く。

2 大学院体育学研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人法の規定に基づき、教育研究に関する重要事項については、教育研究評議会が審議している。教育研究評議会は、原則として毎月1回、法律に規定する事項を審議している。

教授会の設置及び構成については学校教育法第59条に従い、審議事項については、学校教育法施行規則第67条に従うほか、教育課程の編成に関する事項、学生指導及び福利厚生並びに学生の賞罰に関する事項、卒業・課程の修了又は学位授与に関する事項を加え、必要な審議を行っている。したがって、いずれも適切な活動状況である。

観点 2－2－②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

教育研究評議会の審議を経て決定された方針に基づき、学部と研究科の教育課程や教育方法等を検討する常任委員会として、それぞれ教務委員会、研究科教務委員会【資料 2－8】を置いている。

教務委員会は、副学長、学長補佐、系主任又は系副主任、学長指名教員及び教務課長からなり、研究科教務委員会は、副学長、研究科系主任、学長指名教員及び教務課長が構成員である。会議は月1回定例日を設けて開催【添付資料 4】しており、必要に応じて臨時会を開いている。

また、平成19年度からの体育学部教育課程改訂を検討するため、委員会規則に基づき平成17年度に体育学部教育課程改訂特別委員会を設置した。委員は、副学長、教務委員会委員6名、各系・センター教員5名で構成され、20回の審議【添付資料 16】を経て改訂案をまとめ、教務委員会、教授会、教育研究評議会の審議を経て平成19年度から体育学部新教育課程を実施している。

【資料 2－8】鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋

(審議事項)

第 4 条 常任委員会は、別表第 2 に掲げる事項を調査、審議する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教務委員会	(1) 学部の教育課程の編成に関する事項 (2) 学部の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 学部の教育指導に関する事項 (4) 学部の在籍及び卒業に関する事項 (5) 学部の留学生受け入れに関する事項 (6) 学部の外国人留学生への支援に関する事項 (7) その他学部の教務に関する事項
研究科教務委員会	(1) 研究科の教育課程の編成に関する事項 (2) 研究科の教育の実施に関し連絡調整に関する事項 (3) 研究科の教育指導に関する事項 (4) 研究科の在籍及び修了に関する事項 (5) 研究科の留学生受け入れに関する事項 (6) 研究科の外国人留学生への支援に関する事項 (7) その他研究科の教務に関する事項

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会の審議を経て決定された方針に基づき、教務委員会、研究科教務委員会が具体の審議を重ね、実質的な教育研究に関し、適切な検討を行っている。

また、平成 19 年度の教育課程改訂に向け体育学部教育課程改訂特別委員会を設置し、実質的な検討のうえ改訂案をまとめ、学内手続きに沿って教育課程を改訂できたことは教務委員会等の組織が機能していることを示すものである。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 運動による心身の健康の保持増進は、本学の教育研究目的の一つでもあり、本学の教養教育の目的である豊かな人間性形成の基礎をなすものである。この意味で、いわゆる教養科目と専門科目の履修学年を過度に片寄らせることなく、体育学の専門性・実践性に立って楔形に配置したカリキュラムは有効な方策である。
- ・ 平成 19 年度からスタートした、独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間での連携大学院は、我が国の国際的競技力向上に資する科学的研究の飛躍的発展が期待される。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

体育・スポーツ、レクリエーション及び武道について、スポーツとしての共通性とそれぞれの持つ特色を考慮して、学科制ではなく、スポーツ総合課程と武道課程を設置していることは、本学の教育研究目的を達成していく上で適切である。

教養教育は、全教員の出動方式により、いわゆる教養科目と専門科目の履修学年を過度に片寄らせることなく、体育学の専門性・実践性に立って楔形に配置したカリキュラムとし、科目編成等の検討を教務委員会が、その改善についてはFD推進専門委員会が担当する体制となっている。

大学院体育学研究科については、修士課程と博士後期課程からなるいわゆる区分制博士課程の体育学専攻を設置しており、教授研究等の目的に沿って、鹿屋体育大学中期目標に基づいた中期計画が定められ、また学則が制定されている。さらに、修士課程の履修要項、博士後期課程での履修要項において、それぞれの課程での人材養成目標が明らかにされており、この目標に沿った2系4領域を置いている。

平成19年度から、博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国のスポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせており、成果が期待される。

スポーツトレーニング教育研究センターを始めとした6つの全学的なセンターと、保健管理センターは、いずれも学部・大学院における教育研究目的の達成に密接に関連した業務を行い、その支援のために重要な役割を果たしている。担当する分野や機能面で、本学の人材養成目的の持つ教育研究上の特色を発展充実させていく上で、重要なセンターであり、適切な構成となっている。

国立大学法人が設置する国立大学として、国立大学法人法、学校教育法、学校教育法施行規則等に従って、教育研究評議会、教授会が設置され、必要な回数の会議が開催され、実質的な審議がなされている。

教務委員会、研究科教務委員会は原則として月に1回、定例的に開かれ実質的な審議が行われており、適切な構成及び機能を有している。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①：教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教育目的を達成するため、鹿屋体育大学通則（第 31 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条）【資料 3-1, 2-4,】により、学士課程における教育研究の目的、研究科における教育研究の目的、各センターにおける設置の目的に応じて、教員の基礎的組織を定め、それに基づく教員組織編成を実施している。

体育学部の教育課程として置いているスポーツ総合課程と武道課程に関する教員の所属組織として、学問分野の共通性、類似性に着目して、運動適応のメカニズムに関する科学を基盤とした最新のトレーニング理論、トレーニング方法論を総合的に教育研究する「スポーツパフォーマンス系」、健康づくりや運動のメカニズムに関する科学を基盤として、スポーツの社会的、経済的な効果に係る研究、ライフサイクルアプローチによる生涯スポーツプログラム等の教育研究を行う「スポーツライフスタイル・マネジメント系」、武道とスポーツ文化の研究の有機的な連関のもとに、高度な技術を習得した競技者の育成、伝統文化の承継システムの開発等に関する教育研究を行う「伝統武道・スポーツ文化系」の 3 系を置いている。

また、大学院体育学研究科の教育課程は、「総合健康運動科学系」「総合トレーニング運動科学系」の 2 系により編成しており、この教育課程にあわせて、学部の 3 系を基礎としつつ、教育研究指導担当教員を配置している。

6 つの学内共同教育研究施設及び保健管理センター【添付資料 5～11】については、それぞれの設置の目的に応じ、担当の教員を配置【添付資料 17】している。

【資料 3-1】鹿屋体育大学通則より抜粋

第 4 章 大学の組織

第 1 節 教育研究組織等

(学部系)

第 31 条 学部の教育及び研究に関する教員の基礎的組織として、学部に次に掲げる系を置く。

スポーツパフォーマンス系

スポーツライフスタイル・マネジメント系

伝統武道・スポーツ文化系

2 前項の系にそれぞれ系主任及び系副主任を置く。

(研究科担当教員の組織)

第 33 条 研究科に第 31 条に定める系を基礎として、次に掲げる系を置く。

総合健康運動科学系

総合トレーニング運動科学系

2 前項の系にそれぞれ系主任を置く。

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における教育研究の目的、研究科における教育研究の目的、各センターにおける設置の目的を効果的

に達成するため、通則に基づき学部、大学院、6つの学内共同教育研究施設、保健管理センターについて適切に教員組織編成がなされている。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

教員の採用に当たっては、教育に対する適性、研究に対する専門性、体育等についての知識・経験・技能を重視している。学士課程、大学院修士課程及び博士後期課程におけるカリキュラムの効果的遂行を図るため【資料3-2】に示すとおり専任教員に加え、客員教授7人、非常勤講師42人（平成19年5月1日現在）が教育研究指導に当たっている。

なお、平成19年度から、博士後期課程における人材養成の目標を一層効果的に達成するため、わが国におけるスポーツの国際競技力の向上を目的として独立行政法人日本スポーツ振興センターに置かれている国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結し、本学大学院生の研究指導を委託する連携大学院制度をスタートさせた。

これにより国立スポーツ科学センターの研究員が本学客員教授として、随時大学院博士後期課程の研究指導に当たっている。

【資料3-2】教育課程遂行のための教員数

平成19年5月1日現在							
区分	教授	准教授	講師	助教	客員教授	非常勤講師	合計
現員	27	14	3	15	7	42	108

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員の採用や配置に関しては、学士課程、大学院課程におけるカリキュラムの遂行上、データが示すとおり必要十分な数を満たしている。

なお、国立スポーツ科学センターとの連携大学院推進のため、同センター研究員を客員教授に委嘱し、大学院博士後期課程における教育研究指導の充実がなされている。

観点3-1-③： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

学士課程における専任教員数は、【資料3-3】のとおりである。また、【資料3-4】に示すとおり、教員一人あたりの学生数は11.9人となっている。

なお、体育学部における主要な科目は、いずれも専任教員が担当しており、【添付資料18】は、そのうち「運動生理学」、「スポーツ社会学」、「トレーニング科学概論」、「スポーツ医学」、「専修武道理論柔道」、「競技スポーツ理論陸上競技」について示したものである。

【資料 3－3】学士課程の専任教員数

平成19年5月1日現在

学部	課程	収容定員	専任教員数（現員）						設置基準で必要な専任教員数（うち半数は、原則教授とする。）	備考
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
体育学部	スポーツ総合課程	480	27	14	3	15	59	0	27	収容定員は右記の他に、3年次編入学生20名が加わる。
	武道課程	200								

【資料 3－4】学部の教員一人あたりの学生数

平成19年5月1日現在

体育学部		
収容定員	教員数	教員一人あたりの学生数
700	59	11.9

【分析結果とその根拠理由】

学生の定員に対して、教授・准教授・講師・助教の数は十分に確保されており、大学設置基準で必要とされる専任教員数に対して約 2.2 倍であり、教授数も大学設置基準を充足している。

また、主要な科目は専任教員が担当しており、かつ少人数教育が可能となる専任教員数となっている。

観点 3－1－④： 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、【資料 3－5】のとおりであり、研究指導教員は全て教授である。

【資料 3－5】大学院課程の研究指導教員数及び研究指導補助教員数

平成19年5月1日現在

研究科	専攻	現員			設置基準で必要な研究指導教員及び研究指導補助教員			備考
		指導教員数		研究指導補助教員数	指導教員数		研究指導補助教員数	
		小計	教授数 (内数)		小計	教授数 (内数)		
体育学研究科	体育学専攻	22	22	15	13	9	4	

【分析結果とその根拠理由】

学生の定員に対して、教育研究指導を担当する教授・准教授・講師の数は十分に確保されており、大学院設置基準で必要とされる研究指導教員数及び研究指導補助教員数に対して約 2.1 倍であり大学院設置基準を充足して

いる。

観点 3-1-⑤： 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 3-1-⑥： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員の年齢構成及び男女比は、【資料 3-6】のとおりである。外国人教員については、外国語教育センターに准教授を 1 名採用している。教員の任期制については、平成 12 年に「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、助手を採用する場合に任期を付し、平成 14 年以降 9 名の助手を任期付で採用した。

平成 19 年度からは、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員に任期を付すとともに、大学が組織的に推進するプロジェクトで学長が指定した教員を採用する場合には、任期を付すこととした。

また、公募については、基本的に大学として必要な分野の教員が、退職・異動等で欠けた場合、大学として新たな教育研究分野が必要となった場合には、公募により採用することとしており、その状況は【添付資料 19】のとおりである。

【資料 3-6】教員の年齢構成及び男女構成

平成 19 年 5 月 1 日現在

年齢区分	性別	教授	准教授	講師	助教	小計	合計
26歳から29歳	男	0	0	0	2	2	4
	女	0	0	0	2	2	
30歳から34歳	男	0	0	0	3	3	4
	女	0	0	1	0	1	
35歳から39歳	男	0	1	1	5	7	8
	女	0	0	0	1	1	
40歳から44歳	男	3	4	0	2	9	9
	女	0	0	0	0	0	
45歳から49歳	男	4	2	0	0	6	10
	女	2	2	0	0	4	
50歳から54歳	男	6	4	0	0	10	10
	女	0	0	0	0	0	

55歳から59歳	男	6	1	1	0	8	9
	女	1	0	0	0	1	
60歳から64歳	男	4	0	0	0	4	5
	女	1	0	0	0	1	
65歳	男	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	
小計	男	23	12	2	12	49	59
	女	4	2	1	3	10	
合計		27	14	3	15	59	59

【分析結果とその根拠理由】

教員の年齢構成は各年齢層にわたってバランスよく配置されており、男女比については、日本体育学会の女性会員比率 19%からみて、本学の女性教員比率 17%は概ね適切である。また、外国人教員については、准教授 1 名となっているが、本学の教育研究分野や規模等に鑑み適切である。助教全員と学長の指定するプロジェクトに任期制を導入したことは、教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から適切である。

教員の採用については、基本的に大学として必要な分野の教員が、退職・異動等で欠けた場合、及び大学として新たな教育研究分野が必要となった場合に、公募することとしており、適切に運用されている。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用、昇格の基準については、「鹿屋体育大学教員選考基準」「鹿屋体育大学教員選考基準の取扱について」【添付資料 20】が定められており、これに従って、教員の採用、昇格についての審査を行っている。また、研究科の研究指導担当教員については、本学教員の中から、修士課程にあつては「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員審査基準」及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員審査基準の取扱について」【添付資料 21】により、また、博士後期課程にあつては、「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準」及び「鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員審査基準の取扱について」【添付資料 22】に基づいて審査が行われる。教員の採用、昇格についての審査は、教員採用基準、大学院研究指導教員審査基準に則り、専攻対象毎に設置する教員選考特別委員会において審査し、教育研究評議会の議を経ていく。

学士課程の教員選考の際には、教育等業績の資料に基づき教育上の指導能力を評価しており、その際必要に応じて模擬授業を実施している。また、大学院課程担当教員の審査に当たっては、教育研究上の指導能力について、教育経験年数等の資料に基づき、評価が行われており、これらについては以上で示した基準等に基づき行われている。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準及び大学院の教育研究指導担当の審査については、明確に定められた基準に基づいて適切に運用されている。また、これら基準には、当然に学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課

程における教育研究上の指導能力の評価が含まれており、適切に運用されている。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度より、毎年度総務委員会において教員の自己点検・評価基準と方法【添付資料 23】を定め、教員の教育活動、学生生活の支援、研究活動、社会貢献活動、管理運営について、自己点検評価を実施しており、自己点検評価に基づく評価をもとに教員の教育研究費の傾斜配分を行っている。また、平成 16 年度より毎年度、学生による授業評価を実施しており、評価の結果については以降の授業改善に役立てるとともに、評価の高かった教員名を公表し、公開研究授業【添付資料 24】及び研究討論会を実施した。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育研究活動に関する定期的な自己点検・評価については、平成 16 年度から定期的実施しており、評価結果を基に教育研究費の傾斜配分を行うなど、その評価結果を適切に活用している。

また、学生による授業評価についても評価結果を受け、評価の高かった教員名の公表や公開研究授業及び研究討論会を実施するなど組織的に活用している。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

各系・各センターに所属する教員は、本学の学士課程における教育、大学院課程における教育研究指導の目的を達成するための基礎として、研究活動や優れた知識・技能の獲得に関する活動【添付資料 25】を行っており、学会等で認知されている一般的な知見を、講義や実技指導等に反映している。

その研究活動状況については、「スポーツを科学する」と題したホームページ【資料 3-7】にて公表している。

【資料 3-7】鹿屋体育大学ホームページより

スポーツを科学する : <http://www.nifs-k.ac.jp/research/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学教員の研究活動や、優れた知識・技能の獲得に関する活動は、本学の学部・大学院における目的達成に密接に関連し、その成果はスポーツを科学的に解明した内容を有した講義や理論的、実践的な内容を有した実技指導等に反映され、有意義なものとなっている。

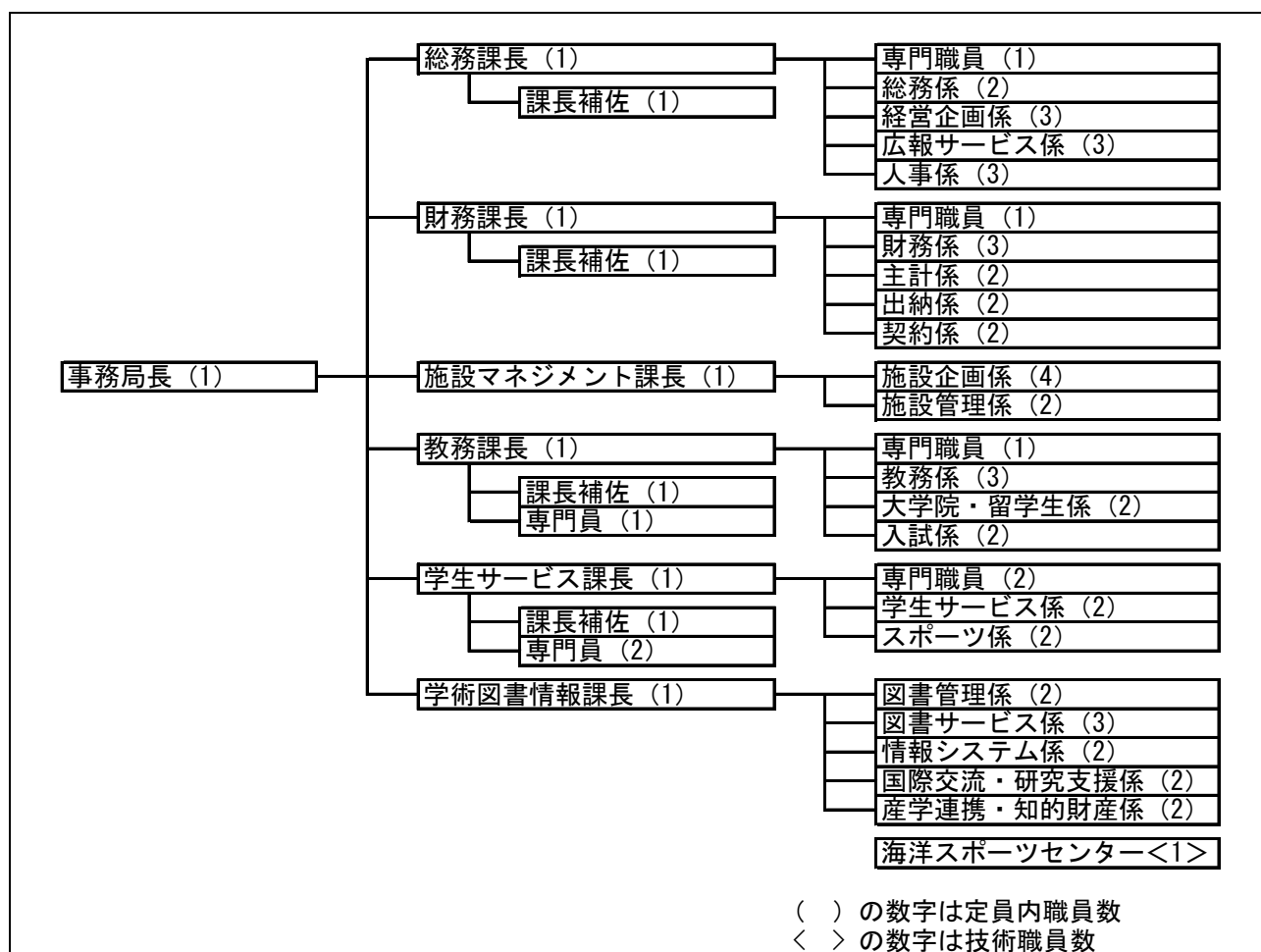
観点 3-4-①： 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

事務職員、技術職員の配置状況については、【資料 3－8】のとおりであり、教育活動に関わる事務分掌は【添付資料 26】のとおりである。TA については、「鹿屋体育大学ティーチング・アシスタント実施要領」【添付資料 27】に基づき、主に実技科目、情報処理科目等の授業を中心に活用【添付資料 28】している。

【資料 3－8】事務職員、技術職員の配置状況

平成 19 年 5 月 1 日現在



【分析結果とその根拠理由】

本学は単科大学であることから事務職員、技術職員は少人数であるものの、教務活動に必要な教育支援職員の配置は教務課、学生サービス課を中心に適切におこなわれている。

また、TA の教育補助者も、学内規程に基づき適切に活用されており、授業補助体制は十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員の年齢構成のバランスが比較的とれているとともに、少人数教育が可能となるような、学生数に比し十分な教員、事務職員等の構成となっている。

- ・ 博士後期課程において、国立スポーツ科学センターとの間で連携大学院制度をスタートさせることにより、スポーツの国際競技力の向上に向けた最先端の取組を、教育研究指導に取り込むことが可能となっている。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

（3）基準3の自己評価の概要

各教育研究組織の設置目的を効果的に達成するため、通則に基づき学部、大学院、6つの学内共同教育研究施設、保健管理センターについて、適切に教員組織編成がなされている。

本学の教員の採用や配置に関しては、学士課程、大学院課程におけるカリキュラムの遂行上、必要十分であり、大学設置基準、大学院設置基準をそれぞれ充足している。

また、国立スポーツ科学センターの研究員を客員教授に委嘱することにより進めている連携大学院は、スポーツの国際競技力の向上に向けた最先端の取組を教育研究指導に取り込むことが可能となり、優れた取組である。

教員の年齢構成及び男女比、外国人教員等は、本学の教育研究分野や規模等に鑑み適切である。

教育研究組織の活性化と教育研究の意欲を高める観点から、助教全員と学長の指定するプロジェクトに教員を採用する場合に、任期制を導入している。

教員の採用については、基本的に大学として必要な分野の教員が、退職・異動等で欠けた場合、大学として新たな教育研究分野が必要となった場合には、公募することとしている。

教員の採用基準や昇格基準及び教員のうちの大学院の教育研究指導担当の審査については、教育上の指導能力の評価を含め、明確かつ適切に定められた基準に基づいて運用されている。

教員の教育研究活動に関する定期的な自己点検・評価については、評価結果を基に教育研究費の傾斜配分を行うなど、その評価結果を適切に活用している。

本学教員の研究活動や、優れた知識・技能の獲得に関する活動は、本学の学部・大学院における目的達成に密接に関連し、その成果は講義や実技指導等に反映され有意義なものとなっている。

また、TAの教育補助者も、学内規定に基づき適切に活用されており、授業補助体制は十分に機能している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学のアドミッション・ポリシーは、学部において平成 13 年、大学院体育学研究科修士課程において平成 15 年、博士後期課程において平成 16 年に制定され、同時に、高い競技能力を持った者（スーパー・スチューデント（SS））を選抜する AO(SS)入試や、スポーツ・武道で卓越した実績を挙げた者、あるいは高度の競技力・運動能力を有している者等を選抜する推薦入学、運動と健康への強い関心がある者等を選抜する一般選抜など各入学受入方針により具体的内容【添付資料 29】を定めている。

これらはいずれもアドミッション・ポリシーが掲載された、入学受入要項及び各入学受入の募集要項を関係機関へ配付【資料 4-1】するとともに、ホームページ【資料 4-2】にも掲載し公表している。

なお、新入生を対象とした、アドミッション・ポリシーの周知度アンケートの結果は【添付資料 30】のとおりである。

【資料 4-1】平成 18 年度 各入学受入の募集要項配付先一覧

配布先	体育学部					体育学研究科	
	入学受入 要項	一般選抜 学生募集 要項	推薦入学 学生募集 要項	AO(SS)入 試学生募 集要項	編入学学 生募集要 項	修士課程 学生募集 要項	博士後期 課程学生 募集要項
国立大学	86	86	86	86	86	86	86
志願者出身校等	919	919	919				
体育系設置高校	253						
専修学校（体育系）					66		
公私立大学					65		
公私立短期大学					49		
教育委員会関係				47		33	
中学校・高校						86	
私立大学（体育系設置大学）						14	
私立大学院（体育系設置研究科）							10
博士課程設置要望書提出機関等							41
学術交流協定締結校							8
その他				290			
合計	1,258	1,005	1,005	423	266	219	145

【資料 4-2】鹿屋体育大学ホームページより

体育学部アドミッション・ポリシー : <http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/entrance-002.html>

体育学研究科アドミッション・ポリシー : <http://www.nifs-k.ac.jp/entrance/entrance-003.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学のアドミッション・ポリシーには、本学の教育目的に沿って、学生像や入学者選抜の基本方針等が明示されている。

アドミッション・ポリシーの公表、周知に関しては、入学者選抜要項及び各入学者選抜の募集要項を全国の関係機関へ送付し、さらにホームページへ公開している。また、新入生の周知度アンケートの結果などから、本学のアドミッション・ポリシーは、十分公表、周知されている。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

本学ではアドミッション・ポリシーに沿って、以下のように受入方法を定めている。

A0(SS)入試【添付資料 31】では、国際大会で活躍できる資質を有する、高い競技力を持った者を求める人材として明示している。それに基づき、オリンピックなどの国際大会出場者、日本選手権大会でベスト 8 以上の成績を有する者などの出願資格を定めている。その上で、第 1 次選考として、自己推薦書、競技歴調書、調査書、面談報告書等を総合的に判定し、その合格者には第 2 次選考として、面接、健康診断の結果等を総合的に判定している。

推薦入学【添付資料 32】では、スポーツ・武道で卓越した実績を挙げた者、あるいは高度の競技力・運動能力を有している者を求める人材として明示している。それに基づき、個人種目、団体種目に分けて一定の競技成績を出願資格として定めている。その上で、本学が行う試験として実技検査と面接を行い、競技歴審査及び実技検査の評価の高い者から合格としている。

一般選抜【添付資料 33】では、運動と健康への強い関心があり、スポーツ・武道の指導者や研究者となる強い意志と学習能力を有している者を選抜するとして明示している。それに基づき、大学入試センター試験では 3 教科 3 科目を指定し、本学が行う試験として実技検査と面接を行っている。大学入試センター試験の得点と実技検査の合計得点の高い者から合格としている。

大学院体育学研究科修士課程【添付資料 34】では、スポーツや身体運動を通して、社会に貢献できる専門的・実践的な能力の養成及び職業人として中核的な役割を担う人材を育成することを明示している。それに基づき、入学者の選抜は一般選抜以外にも、特別選抜として社会人、現職教員、外国人留学生を設定し、国際大会で活躍するなど特に競技力の高い者を対象とした SS と認定された者への試験方法も行っている。

大学院体育学研究科博士後期課程【添付資料 35】では、スポーツや身体運動を通して、社会に貢献できる高度な専門的能力を有する人材を育成することを明示している。それに基づき、入学者の選抜は、一般選抜以外にも特別選抜として社会人、外国人留学生を対象として試験を設定している。試験内容は、修士論文又はそれに相当する論文及び出願書類と学力試験（英語、口述試験）、健康診断であり、これらの結果を総合して選抜している。

【分析結果とその根拠理由】

A0(SS)入試、推薦入学では競技能力の高い学生を求めており、実際に高い競技成績を持った学生が多数入学している。その結果として、各種大会において活躍する例が増加しており、アテネオリンピックの競泳女子 800m 自由形で金メダルを獲得したのも本学学生である。このほか他の学生もこれに準じた結果を数多く残しており、入学者選抜方法の改善が好結果を生んでいる。

一般選抜においても、アドミSSION・ポリシーに基づき、面接により本学の教育を受けるにふさわしいかの適性を判断した後、学生を受け入れ教育目標を達成できるようにしている。

大学院博士後期課程が設置されて、3年が経過しているが、修士課程ともに安定して学生を受け入れており、修士課程から博士後期課程へと毎年学生が進学しており、高度な専門能力の育成も一貫性を持って行われている。

以上のようなことから、本学の入学者選抜がアドミSSION・ポリシーに沿って、適切に機能していると評価できる。

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】

本学の入学者選抜方法の中には、私費外国人留学生選抜、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、3年次編入学試験【添付資料36】をそれぞれ行っている。これら全ての入学者選抜方法に共通したアドミSSION・ポリシー【添付資料29】を定めている。

特に3年次編入学試験では、体育・スポーツ、武道の分野において自ら競技力の向上を目指す者及び体育・スポーツ・武道を通して、競技スポーツ・生涯スポーツ健康づくりの指導者を目指す者を選抜するとして明示している。それに基づき、本学が行う試験として小論文、面接、運動能力検査を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、留学生、帰国子女、社会人、編入学生の受け入れに関しても、その基本方針を共通にしたアドミSSION・ポリシーにおいて示しており、いずれの入学者選抜においても、本学の教育を受けるにふさわしい資質及び適性をみるために小論文・面接を課し、また運動能力等を検査するために実技検査を課すなど、アドミSSION・ポリシーに沿った学生を選抜するための適切な対応が講じられている。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学試験の全ての内容に関しては、教務・学生・研究担当副学長を委員長とする入試委員会【資料4-3】が掌握している。

本学で行う小論文、面接、実技検査、健康調査等の試験実施に対応するために、入試委員会の下に、小論文・面接小委員会、健康診断書審査小委員会、競技力審査小委員会、選考資料作成小委員会を設置【資料4-4】し、問題作成や出題ミスの防止等を各小委員会が役割を分担しつつ、実施点検する体制となっている。

また、A0(SS)入試については、アドミSSIONセンターが中心となり試験を実施している。

入学試験当日の実施組織としては、学長を本部長とする試験実施本部をおき、組織・運営担当副学長、教務・学生・研究担当副学長、入試委員会副委員長、事務局長、教務課長、教務課長補佐、入試担当事務職員が本部員となる、試験実施体制をとっている。また試験監督等への留意点は、監督要領【添付資料37】及び入学試験に係る連絡事項にて指示している。各試験会場、その他必要とされる箇所に、係員を配置している。職員の親族等が当該試験を受験する場合は、実施体制に加えない旨確認している。

試験の採点は、各小委員会において行われ、選考資料作成小委員会において選考結果をまとめ、入試委員会【添付資料 38】、教授会の議【添付資料 14】を経て、合格発表をしている。

【資料 4－3】鹿屋体育大学常任委員会等規則より抜粋

(審議事項)

第 4 条 常任委員会は、別表第 2 に掲げる事項を調査、審議する。

別表第 2 (第 4 条関係)

入試委員会	(1) 学部の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (2) 学部の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (3) 学部の入学者選抜の選考基準に関する事項 (4) 学部の入学者選抜方法に関する事項 (5) 大学入試センター試験に関する事項 (6) 研究科の入学者選抜の企画・立案及び実施に関する事項 (7) 研究科の入学試験問題の作成及び採点に関する事項 (8) 研究科の入学者選抜の選考基準に関する事項 (9) 研究科の入学者選抜方法に関する事項 (10) その他入学者選抜に関する事項
-------	---

別表第 4 (第 5 条関係)

常任委員会名	構 成 員	担当課
入試委員会	◎副学長（教務・学生担当） 学長補佐（競技力向上担当） アドミッションセンター長 アドミッションセンター所属教員 系主任又は系副主任（各系から 1 名） 学長指名教員 事務局長 教務課長	教務課

(注) ◎は委員長を示す

【資料 4－4】鹿屋体育大学常任委員会の小委員会に関する細則より抜粋

(審議事項)

第 2 条 小委員会は、別表第 2 に掲げる事項を調査、審議する。

別表第 2 (第 3 条関係)

小論文・面接小委員会	(1) 小論文問題の作成及び採点に関する事項 (2) 小論文問題印刷の校正に関する事項 (3) 小論文の採点基準に関する事項 (4) 小論文の採点結果の評価及び報告に関する事項
------------	---

小論文・面接小委員会	(5) 面接の実施に関する事項 (6) 面接の結果の評価及び報告に関する事項 (7) その他小論文及び面接に関する事項
健康診断書審査小委員会	(1) 健康診断書の審査・調査書の健康状況の審査及び報告に関する事項 (2) 健康調査に関する事項 (3) その他健康診断書に関する事項
競技力審査小委員会	(1) 競技歴調書の審査に関する事項 (2) 審査結果の評価及び報告に関する事項 (3) 実技検査の実施に関する事項 (4) 実技検査の結果の評価及び報告に関する事項 (5) その他競技歴及び実技検査に関する事項
選考資料作成小委員会	(1) 調査書の審査に関する事項 (2) 審査結果の評価及び報告に関する事項 (3) 入学者選考資料の作成に関する事項 (4) 成績の照合及び集計に関する事項 (5) その他調査書及び選考資料に関する事項

【分析結果とその根拠理由】

入試委員会において、実施体制、実施要領などの諸事項が審議されており、各小委員会において詳細を改善する段階的な組織作りを確立している。

試験当日は、学長を本部長とする試験実施本部を置き、副学長、入試委員会副委員長等が本部員となり、万全の体制をとっている。合否判定に関しては、選考資料作成小委員会において、各試験結果をとりまとめ、入試委員会、及び教授会の議を経るなど適切な実施体制により公正に実施している。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本学では平成 15 年度より、アドミッションセンターを設け、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証【添付資料 39】するための取組を行っている。また、学生 10 名程度につき、1～2 名の教員を担任とする小クラス制度を活用して、入学後の追跡調査、キャリア形成、学生相談を行い、これらの仕組みに基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法がとられているかを検証している。

これらの検証を基に、入学者選抜の改善事例として、推薦入学の推薦要件に「調査書の全体の評定平均値が 3.0 以上の者」と推薦基準を明示し、学力の担保を図った。また、一般選抜では実技検査を点数化し、大学入試センター試験及び実技検査の合計得点をもって合否判定することを基本方針として定めた【添付資料 40】ことなどが挙げられる。

【分析結果とその根拠理由】

A0(SS)入試、推薦入学では、競技力の高い学生を受け入れているが、本学の競技成績は、オリンピックでの金メダル、アジア大会での金メダルなど国際大会において確実に高い成績をあげられるようになった。またアドミッションセンターによる追跡調査における、競技力向上に関する意識でも A0(SS)入試で合格した学生は国際大会で活躍したいと回答している割合が多いこともこれらの入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿って行われていることを裏付けている。

これらの検証で得られた情報はアドミッションセンター専門委員会、入試委員会において、入学者選抜の改善に役立てられている。

観点 4－3－①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学は、体育学部スポーツ総合課程 120 名、武道課程 50 名、合計 170 名の定員を定めており、各選抜方法（3 年次編入学を除く）による過去の入学定員に対する入学者数は、【添付資料 41】の通りであり、過去 6 ヶ年の平均入学定員充足率は 1.08 倍である。

大学院体育学研究科修士課程、博士後期課程の入学定員は修士課程 18 名、博士後期課程 8 名であるが、過去の入学定員に対する入学者数は、【添付資料 42】の通りであり、修士課程の過去 6 ヶ年の平均入学定員充足率は 1.37 倍、博士後期課程の過去 4 ヶ年の平均入学定員充足率は 1.53 倍である。

【分析結果とその根拠理由】

入学定員に関する入学者の割合は、学部・大学院ともに特に大きく超えていることはなく、施設設備面に関しても充実しており、教育による実習、実技などの授業及び研究指導に支障はない。

また、学部の平成 19 年度入学者は入学辞退者を低く見積もり収容率を 1.05 倍程度とし、収容率の適正化に向けて努力している。

以上のことから、本学の教育目標を達成するための教育指導は十分であり、入学定員と実入学者数との関係は適切に図られている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ アドミッション・ポリシーが明確であり、多様な入学者選抜方法を用いている。
- ・ 本学では平成 15 年からアドミッションセンターを設置し、入学者選抜に関わる検証にあたっている。またその結果を入学者選抜方法の改善に反映させている。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし

(3) 基準4の自己評価の概要

本学は、アドミッション・ポリシーを明確に定め、各入学者選抜方法においても、より具体的に選抜する人材を定めている。これらのアドミッション・ポリシーは、募集要項、ホームページにおいて公表し、多くの人に周知されていると考えられる。

入学者選抜方法は募集要項に基づき、多様な選抜を実施している。体育学部では、A0(SS)入試、推薦入学、一般選抜のほか、私費外国人留学生選抜、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、3年次編入学の各試験を実施している。大学院体育学研究科修士課程では、一般選抜のほか、社会人特別選抜、現職教員特別選抜、外国人留学生特別選抜の各試験を、博士後期課程では、一般選抜のほか、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の各試験を実施している。これら多様な入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿った受け入れ方法により、適切に実施されている。

入学者選抜の実施は、入試委員会が掌握し、各試験内容により、小論文・面接小委員会、競技力審査小委員会など各小委員会が入学者選抜の詳細を改善、実行している。試験当日の実施体制は、学長を本部長とする試験実施本部を作り、副学長等の本部員において万全の体制をとっている。

平成15年よりアドミッションセンターを設置し、入学者選抜方法の検証を行っている。また、小クラス制度を活用した入学後の追跡調査等を実施し、入学者選抜の改善に役立てている。

本学の在学者数は、学部、大学院ともに、収容定員を大幅に超えておらず、現在の在籍数であれば、教育・研究に支障をきたすことはない。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は、教育の目的を達成するため、【添付資料 43】に示すような教育課程を編成している。

「専門科目」に体育学の基礎として必要な科目を「共通科目」として 1, 2 年生を中心に配置し、専門教育への導入を図っている。さらに、より専門性の高い人材育成を目指すべく各系の専門性を特化するために必要な科目として「専攻科目」を 2 年次以降に配置している。同時に、体育学に関連する理論と実技科目として「関連理論、関連実践科目」を全学年に配置している。また、専攻分野における知識を深め、少人数の討論形式の科目、およびこれを通して大学での学修の総仕上げとなる卒業論文を作成するための研究として「ゼミナール・卒業研究」を配置している。

一方、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するため、教養科目が 1, 2 年生を中心に全学年にわたって配置している。

なお、現代社会における就職問題に対応するために、平成 19 年度より新教育課程に移行した。新教育課程では、【資料 5-1】に示すように従来の「教養科目」を「一般科目」と「キャリア形成科目」に分割・再編【添付資料 44】した。

【資料 5-1】新旧教育課程の授業科目区分

授業科目区分		授業科目区分	
教養科目	言語とコミュニケーションに関する科目	一般科目	コミュニケーション科目
	個と社会に関する科目		社会・文化科目
	自然・環境と文化に関する科目		自然・環境科目
	総合科目		総合科目
専門科目	共通科目	キャリア形成科目	キャリア形成セミナー
	ゼミナール・卒業研究		教職関連科目
	専攻科目		学外実習科目
	関連理論科目	専門科目	共通科目
	関連実践科目		専修科目
			関連理論科目
			関連実践科目
			ゼミナール（卒業研究）

【分析結果とその根拠理由】

「専門科目」は、1, 2 年次に体育学に関する基礎知識を習得させ、この基礎の上に 2 年次以降の「専攻科目」、3 年次以降の「ゼミナール・卒業研究」でより高度な専門教育を行うという科目編成になっている。「教養科目」は 1, 2 年次を中心に配置しており、科目によっては学年進行に合わせて段階的に履修することを可能にしている。また、平成 19 年度からの新教育課程では、従来の「教養科目」を再編して「キャリア形成科目」を配置し、キャリア教育の充実を図っている。

以上のことから、目的に照らして、授業科目が適切に配置されており、教育課程の体系性が確保されている。

観点 5-1-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

「教養科目」は、幅広い知識と豊かな人間性等を培う科目として、4つの科目群を設定し、それぞれの目的に沿った科目編成【資料5-2】としている。

「専門科目」は、体育学における専門性を培う科目として、5つの科目群を設定している。「共通科目」では体育学の基礎知識を習得することを目的にしており、「専攻科目」を履修する上での基礎になるものである。

また「専攻科目」は少人数による演習、実技・実習を通して、各系における専門性を高めることを目的とし、体育・スポーツに関する基礎的な素養に基づく高い専門性と、実践的能力を持った人材の養成を図るものである。

なお、平成19年度からは、学生の職業観・就職観の醸成、社会における体育学の実践的な専門性の形成、資格取得、就職試験、就職活動等の支援を目的とする科目として「キャリア形成科目」を含む、新教育課程【資料5-3】を施行した。

【資料5-2】平成18年度体育学部履修要項から（4頁～5頁）

4 教育課程の編成

(1) 授業科目は原則として学期完結型（各学期ごとに単位認定を行う。）として設定しています。

(2) 授業科目は、教養科目、専門科目及び教育関連科目に区分して開設されています。

なお、教養科目は、言語コミュニケーションに関する科目、個と社会に関する科目、自然・環境と文化に関する科目及び総合科目に区分され、専門科目は、共通科目、ゼミナール・卒業研究、専攻科目、関連理論科目及び関連実践科目に区分されています。

区 分	内 容	代表的な科目
教養科目	幅広い知識と豊かな人間性を培う科目	
言語とコミュニケーションに関する科目	外国語の読解力とコミュニケーション能力の育成及び国語力、プレゼンテーション能力を育成する科目	英語 I
個と社会に関する科目	より良い社会を創造していくために、社会秩序、個人と社会の関係や問題を理解し、行動できる能力を育成する科目	人権・ジェンダー論
自然・環境と文化に関する科目	豊かな国際社会を創造していくために、自然や物の成り立ちを理解し、グローバルな視点から自然・環境と文化の関係や問題を理解し、行動できる能力を育成する科目	環境論
総合科目	充実した大学教育のための基礎的知識・スキルの育成、及び日本の生活マナーや作法、就職、社会活動について、統合された形で理解し、行動できる能力を育成する科目	情報処理 A
専門科目	体育学に関する科目	
共通科目	体育・スポーツに関する資格取得に共通に必要とされる科目及び体育・スポーツの基礎として必要な科目	運動生理学
ゼミナール・卒業研究	指導教員の下で自分の専攻分野における知識を深めていく少人数の討論形式の科目、及びこれを通して大学での学修の総仕上げとなる卒業論文を作成するための研究	ゼミナール
専攻科目	体育・スポーツに関する特定の資格に必要とされる科目及び各系の専門性を特化するために必要な科目	水泳コーチ論・実習
関連理論科目	体育学に関連する理論系の科目	解剖生理学
関連実践科目	体育学に関連する実践系の科目	陸上競技
教育関連科目	教育職員免許状取得に必要な科目	教師論

* 代表的な科目の授業内容については、【添付資料45】のとおり。

【資料5－3】平成19年度体育学部履修要項から（8頁）

5 教育課程の編成

(1) 授業科目は原則として学期完結型（各学期毎に単位認定を行う。）として設定しています。

(2) 授業科目は、一般科目、キャリア形成科目および専門科目に区分して開設されています。

なお、一般科目は、コミュニケーション科目、社会・文化科目、自然・環境科目、総合科目に区分され、専門科目は、共通科目、専修科目、関連理論科目、関連実践科目、ゼミナール（卒業研究）に区分されています。

授業科目の区分		摘 要	代表的な科目
一般科目	コミュニケーション科目	国際社会における人と人のコミュニケーション能力を育成する科目	英語 I
	社会・文化科目	グローバルな社会における豊かな人間性、倫理性を涵養する科目	人権・ジェンダー論
	自然・環境科目	人を取り巻く自然・環境の理解を促進する科目	環境論
	総合科目	人の総合的な能力を統合する科目	情報処理 A
キャリア形成科目	キャリア形成セミナー	修学・学生生活の案内・指導、キャリア形成、就職対策等を少人数のクラス、あるいは全員で行う科目	キャリアデザイン I
	教職関連科目	教員免許取得、採用試験対策等のための科目	教師論
	学外実習科目	学外における実習による職業観・就職感の醸成、社会における体育学の実践的な専門性の涵養等のキャリア形成を促進する科目	企業実習
専門科目	共通科目	体育学における専門性の基本となる科目	解剖生理学
	専修科目	体育学において専修する領域の専門性を培う科目	競技スポーツ実習（水泳）
	関連理論科目	体育学における幅広い理論的能力を培う科目	学校保健
	関連実践科目	体育学における幅広い実技実践的能力を培う科目	陸上競技
	ゼミナール（卒業研究）	体育学に関連して特に関心を持った領域について、少人数の討論形式で指導するとともに、就職活動等の支援をする科目（卒業論文を作成するための研究）	ゼミナール

* 代表的な科目の授業内容については、【添付資料45】のとおり。

【分析結果とその根拠理由】

「教養科目」は、体育学の専門性・実践性に立った教養、人間性、倫理性を身につけさせることを重視し、豊かな人間性と幅広い知識を培うことを目的に4つの科目群を設定している。

「専門科目」についても、「共通科目」として全学生を対象とした体育学の基礎科目を開講するとともに、より専門性を高めた「専攻科目」も各系の趣旨に沿う内容の科目が開講されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5－1－③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

各教員の授業内容は関連した学会等で認知されている一般的な知見を反映させている。

その一例として「運動生理学」においては、高地トレーニングの効果を例に、最新の科学的なデータを基に、図表などを用いて学生が理解しやすいように授業を行っている。

また、「トレーニング科学概論」において、昔のトレーニング常識と最近の科学的トレーニングとの比較をし、スポーツトレーニングの世界では最新のトレーニング方法が次々と更新されていくという事実と、指導者として最低限身につけるべき常識を理解させるべく授業展開している。代表的な教員の実際に使用した授業教材と研究成果は、【添付資料46】のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

各教員の研究活動と担当授業科目の間には密接な関連があり、研究活動で得られた知見や成果が授業に反映さ

れている。以上のことから、授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。

観点 5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学は鹿児島県内大学等及び放送大学と単位互換協定を締結しており、当該大学の授業科目を履修し試験に合格することで本学の卒業要件単位として認定している。その他、【資料 5-4】に示すとおり学外で学習したものを本学の授業科目として認定【資料 5-5】できる。さらに学部で授業とは別に、4 年次の大学院進学希望者を対象として、大学院の授業科目（体育学研究方法論、2 単位）が受講できる。この単位は、本学の大学院進学後に大学院での履修単位として認定しており、修士課程との連携にも配慮している。編入学については、3 年次に短大、専門学校等から卒業生を受け入れ、そこで修得した単位を本学の規定に従い認定している。

【資料 5-4】平成 18 年度体育学部履修要項抜粋（33 頁）

10 鹿児島県内大学等間の授業交流及び放送大学等の授業科目の単位認定			
本学は、鹿児島県内大学等及び放送大学（本部：千葉市）と単位互換協定を締結しており、当該大学の授業科目を履修し試験に合格すると本学の卒業要件単位として認定されます。			
その他、以下の表のとおり学外で学修したものを本学の授業科目として読み替えることができます。履修方法及び授業科目については、別に掲示等でお知らせしますが、詳しくは教務課教務係で確認してください。			
学修の種類	級又は点数	認定単位数	履修したとみなす授業科目
実用英語技能検定	準 1 級以上	2	英語基礎、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ
TOEFL (PBT)	550 点以上	2	
TOEFL (CBT)	190 点以上	2	
情報処理技術者試験	初級システムアドミニストラータ試験、基本情報技術者試験又はそれと同等以上とみなされる区分の試験の合格	2	情報処理 A
日本赤十字社が開講する救急法救急員養成講習会	救急法救急員認定証の取得	1	救急法実習

(注) 1 履修したとみなす授業科目については、本人の希望する科目に読み替えるものとする。
2 認定できる単位数は、5 単位までとする。

【資料 5-5】単位認定科目の実績

認定科目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
県内単位互換	1	0	5	9	1	0
英語科目認定	0	0	0	0	0	1
救急法実習認定	0	6	2	3	0	0

注：平成19年度については、5 月現在の状況である。

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズに応えるため、他大学との単位互換を行うとともに、学外での教育機関等での学習の到達度により本学の授業科目として単位認定を行っている。さらに、4 年次には大学院進学希望者が修士課程の授業を

受講ができるようにし、修士課程との連携に配慮している。また、3年次には短大、専門学校等から編入学生を受け入れ、それらの学校で修得した単位を本学の規定に従って認定している。

以上のことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮している。

観点 5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

1年間の履修科目登録単位数の上限を45単位（ただし、3年次編入生は60単位、平成19年度の新教育課程からは50単位）に設定している。また、実験・実技では教育効果を高めるため受講生を制限し、実施している。

なお、修学指導の活用として、平成19年度よりGPA方式【添付資料47】を導入し、学生本人が学習到達度を把握する仕組みを設けた。さらに、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に実践的スポーツ指導者教育プログラム【資料5-6】が採択され、自主学習のための環境整備の構築が進められている。

【分析結果とその根拠理由】

履修科目数・受講人数の制限、GPA方式の導入、e-Learningを活用した自主学習の環境整備を組織的に取組んでおり、これらのことより、単位の実質化への配慮がなされている。

【資料5-6】現代的教育ニーズ取組支援プログラムホームページ

実践的スポーツ指導者教育プログラム : http://www.nifs-k.ac.jp/e-tpi/

観点 5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

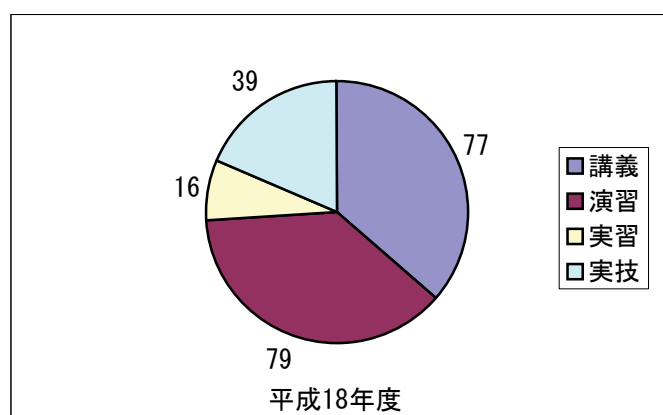
授業形態としては、講義、演習、実習、実技の4方法【資料5-7】である。講義科目では最大受講生200名

とし、演習・実習・実技では安全性、効率性に配慮し 50 名程度で実施【添付資料 48】している。

「教養科目」では、講義または演習で授業を行っているが、学外での授業である、企業実習、介護等体験、ボランティア活動は実習で行っている。「専門科目」でも学部共通の「共通科目」では講義と実習を中心とする授業を配置している。実験演習、「関連実践科目」及び情報処理関連科目では、年度当初に履修選択のためのガイダンスを開催し受講者数の制限を行っている。「専攻科目」では、各系で 1 つの授業の中で少人数による演習と実技を組み合わせた授業展開をしている。3 年次からは学生は各研究室（ゼミナール）に配属され、平均 6 名程度で教育研究指導を受けている。

また、実験演習、実技、実習科目を中心に大学院生の TA を積極的に採用【添付資料 28】している。

【資料 5－7】体育学部の授業形態比率 (科目数)



【分析結果とその根拠理由】

それぞれの科目区分において、教育の目的及び各分野の特性に応じた形態での授業が行われており、適切なバランスも図られている。特に、「専攻科目」では少人数による演習と実技を中心としたきめ細かい指導が行われており、適切な学習指導が行えるよう配慮している。さらに、TA も有効に活用し効果的な学習指導を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組み合わせ、バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導の工夫がなされている。

観点 5－2－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう履修要項と全科目を掲載したシラバスを作成し、年度当初に学生全員に配布すると同時に履修ガイダンス【添付資料 77～79】を行っている。

シラバス【添付資料 18】は、それぞれの科目について、(1) 担当教員名 (2) 履修年次 (3) 単位数 (4) 授業の目標及び期待される学習効果 (5) テキスト、教材、参考書 (6) 成績評価の方法 (7) 成績評価の基準 (8) オフィスアワー (9) 各回の授業計画が記載されている。また、各科目のミニマムエッセンスや試験問題例などを示した教育プログラム【添付資料 49】を作成し、教務課で閲覧できるようにしている。

なお、授業評価アンケートによる学生のシラバス活用は【資料 5－8】のとおりである。

【資料 5－8】授業評価アンケート結果

質問項目	平成16年 前期	平成16年 後期	平成17年 前期	平成17年 後期	平成18年 前期	平成18年 後期
授業科目のシラバスをよく読んだ	3.42	3.56	3.52	3.46	3.53	3.60

5段階評価で、5は非常にそう思う、4はそう思う、3はわからない、2はそう思わない、1は全くそう思わない

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは統一した様式に則って作成され学生が履修する際に必要な情報を記載しており、履修科目の選択に活用されている。よって、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

観点 5－2－③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

英語については入学時に全学生に対するプレイスメントテストを行い、習熟度別のクラス編成をしている。1～2年次は小クラス担任が、3年次以降はゼミナール担当教員がオフィスアワー等で学習相談にのっている。さらに、日本代表等に選抜された競技力優秀学生に対してはチューターを採用【資料 5－9】して、欠席授業科目の学業を補完している。

学生の自主学習に配慮し、附属図書館を月曜日から日曜日まで毎日開館している。学生の多くが課外活動のサークルに所属しているという本学の特性に鑑み、開館時間も平日は8:30 から 21:00 までとしている。また、授業内容をブログ形式で公開した取組を FD 推進専門委員会に取り上げ、学内へ推進、周知した。

【資料 5－9】平成 18 年度体育学部履修要項抜粋（32 頁）

(4) 競技力優秀学生に対するチューター制度

1 目的

競技力優秀な学生は、日本代表選手として海外試合等で長期に授業を休まなければならないことが多く、その間の不足する欠席授業科目の学業を補完するためチューターを採用する。

2 競技力優秀学生

競技力優秀学生とは、本学に入学後次の国際大会において日本代表選手となりその大会に出場する学生とする。

① オリンピック、世界選手権大会

② アジア大会、ユニバーシアード大会

3 チューターの採用

前項に該当する競技力優秀学生がチューターの採用を希望した場合、当該学生の指導教員は当該学生と相談の上、チューター採用願（教務課で配付）を教務課に提出し、学長が認めた場合に採用する。

4 チューターとして採用できる学生

当該競技力優秀学生と 1 科目以上同じ履修科目がある者で、大学での成績が優秀な者とする。

5 指導期間

競技力優秀者 1 名に対するチューターの指導時間は 30 時間を限度とする。

【分析結果とその根拠理由】

英語では習熟度別クラス編成により、学力不足の学生に対応し、学習効率を高めるよう配慮している。

小クラス担任，ゼミナール担当教員，チューターによるきめ細かな学習指導が行われ，自主学習のために附属図書館の開館時間も配慮している。

また，自主学習のために情報機器を活用した支援も行われており，FD 講演会等を通じて全学的な周知を図っている。よって，自主学習への配慮，基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われている。

観点 5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価基準や卒業認定基準は，鹿屋体育大学学則に定めている。それらの基準は「体育学部履修要項」にも明記【資料 5-10，5-11】するとともに，年度当初に学生全員に配布し，履修ガイダンスにおいて学生に説明している。さらに，各科目の成績評価は，各担当教員がシラバス【添付資料 18】に公表した方法・基準によって行っている。

【資料 5-10】平成 18 年度体育学部履修要項抜粋（4 頁）

(4) 卒業所要単位数等は次のとおりです。

授業科目の区分		区分ごとの最低修得単位数		区分なしの修得単位数		卒業所要単位数
		スポーツ総合 課程及び体 育・スポーツ 課程	武道課程	スポーツ総合 課程及び体 育・スポーツ 課程	武道課程	
教養科目	言語とコミュニケーションに関する科目	8		12		38
	個と社会に関する科目	6				
	自然・環境と文化に関する科目	6				
	総合科目	6				
専門科目	共通科目	20	24	20	16	124
	ゼミナール・卒業研究	14				
	専攻科目	14				
	関連理論科目	8				
	関連実践科目	10				
	教育関連科目	—				
合 計		92	96	32	28	124

【資料5-11】平成19年度体育学部履修要項抜粋 (9頁)

(2) 卒業所要単位数					
授業科目の区分		区分ごとの最低修得単位数		区分なしの最低修得単位数	卒業所要単位数
		スポーツ総合 課程	武道課程		
一般科目	コミュニケーション科目	8		14	38
	社会・文化科目	6			
	自然・環境科目	2			
	総合科目	6			
	キャリア形成セミナー	2			
アキ 形や 成り	教職関連科目	—		1科目以上	
	学外実習科目				
専門科目	共通科目	24 (共通科目A14単位以上を含む)	26	スポーツ総合課程 18 武道課程 16	86
	専修科目	12			
	関連理論科目	10			
	関連実践科目	8			
	ゼミナール (卒業研究)	14			
	合 計	92	94		

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、卒業認定基準は「体育学部履修要項」等に明記されており、履修ガイダンスにおいても説明されている。このことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されている。

観点5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、各科目の担当教員が科目ごとにシラバスに示された「成績評価の方法」、「成績評価の基準」に従って実施している。授業の内容に応じて多様な評価方法がとられ、それぞれの方法が成績評価に占める割合も示している。卒業認定は、卒業要件となる単位を124単位以上修得した学生について、教務委員会の審議及び、教授会での審議を経て、決定している。

なお、学生における授業評価アンケートの中で、「シラバスで示された成績評価の基準や方法は、適切なものであったか?」という設問に対する結果は【資料5-12】のとおりである。

【資料5-12】授業評価アンケート結果

質問項目	平成16年 前期	平成16年 後期	平成17年 前期	平成17年 後期	平成18年 前期	平成18年 後期
シラバスで示された成績評価(評定)の基準や方法(授業の課程でレポート等によって成績評価を行っていたときは、その基準や方法を含む)は、適切なものであった	3.90	3.92	3.98	4.07	3.98	4.05

5段階評価で、5は非常にそう思う、4はそう思う、3はわからない、2はそう思わない、1は全くそう思わない

【分析結果とその根拠理由】

成績評価は、シラバスに示された「成績評価の方法」、「成績評価の基準」に従って適切に行われ単位が認定されている。卒業認定は、公表されている卒業認定基準に従い、教授会での審議を経て認定している。

また、学生における授業評価アンケートにおいても、成績評価方法や成績評価基準は概ね適切であると肯定的な結果となっている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。

観点 5－3－③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績は小クラス担任またはゼミナール指導教員を通じて学生へ通知【添付資料 50】され、成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申し立てを行うことができる。科目担当教員は、学生の申し出に基づき速やかに成績を確認し、その結果を学生に伝える。修正が必要な場合にはできるだけ速やかに教務課にその結果を提出している。教務課はその結果を速やかに当該学生に通知している。

【分析結果とその根拠理由】

明文化された規則はないものの、成績評価の正確さを担保するため、成績評価に対する学生からの異議申し立てを各科目担当教員が受け付け、適切に対応している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

＜大学院課程＞

観点 5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

本学の修士課程と博士後期課程は、教育目的を達成するために、総合健康運動科学系（生涯スポーツ科学領域とスポーツ医科学領域）と総合トレーニング運動科学系（トレーニング科学領域とスポーツ科学領域）の2系4領域【資料5-13】で構成されている。平成19年度から博士後期課程では、国立スポーツ科学センターとの間で協定を締結した。

修士課程の授業科目は、共通領域と専攻領域から構成【添付資料51】している。博士後期課程の授業科目は、共通領域と専攻領域から構成【添付資料52】している。

【資料5-13】平成19年度大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）抜粋（4頁）

II. 履修要項

1. 教育課程

（1）教育課程の概要

① 総合健康運動科学系

総合健康運動科学系においては、アクティブ・ライフスタイルの推進と健康の保持増進、生活習慣病の予防、運動処方などについて、運動による人のアクティブ・ライフスタイルの推進に関する教育研究を目指す「生涯スポーツ科学領域」と、運動・スポーツによる健康の保持・増進やスポーツ障害の防止、リハビリテーションなどに関する教育研究を目指す「スポーツ医科学領域」の2つの領域（側面）から、学際的、統合的かつ実践的に教育研究を行う。

② 総合トレーニング運動科学系

総合トレーニング運動科学系においては、競技力向上を目的としたトレーニング方法やコーチング方法などの開発と生理学的、生化学的な生体の形態・機能について、競技スポーツにおける競技力の向上に寄与するためのトレーニング方法やコーチング方法等の開発に関する教育研究を目指す「トレーニング科学領域」と、生体の形態・機能に関する生理学的、生化学的研究及び運動に対するこれらの反応などの学際的な教育研究を目指す「スポーツ科学領域」の2つの領域（側面）から、学際的、統合的かつ実践的に教育研究を行う。

【分析結果とその根拠理由】

2系4領域で構成される教育課程は、学部教育を基礎にして、大学院修士課程、博士後期課程と教育内容を連動させて高度に発展させるものになっている。また、大学院修士課程では、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する実践的な能力を高め、職業人として中核的な役割を担う人材を養成し、博士後期課程では、さらに一歩進んで、高度な最先端知識を理解し、体育学に関する最先端の教育研究活動を行う高度職業人の養成が期待できる構成になっている。したがって、本学の大学院課程は、教育課程の目的を達成するとともに、体育・スポーツ分野における期待に応えられる構成になっている。

観点 5-4-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

修士課程の共通領域【資料 5-14】は、体育学諸科学の研究方法論について修得し、自らの研究題目について系統的かつ論理的に研究を推進するための基礎を養成する趣旨の授業で構成している。特に、「課題研究Ⅱ」【添付資料53】では、各自の研究課題について一連の研究を行い、その成果を学会で発表し、認定されれば単位が得られる科目である。

専攻領域は、生涯スポーツ科学領域、スポーツ医科学領域、トレーニング科学領域、スポーツ科学領域の各内容が、特講と特講演習で構成している。先に示した4領域の授業は、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容になっている。

博士後期課程の共通領域【資料 5-15】は、統合研究セミナー【添付資料54】の授業を行っている。この授業では体育学分野に関連する2つ以上の学問分野の教員がセミナーに参加し、複数の学問領域を学際的に統合するための研究デザインや方法論に関する内容になっている。研究領域は、生涯スポーツ科学領域、スポーツ医科学領域、トレーニング科学領域、スポーツ科学領域の内容が、特殊研究と特殊研究演習で構成されている。これらの2つ以上の学問領域から博士論文に関連した授業科目を履修し、学際的な博士論文の作成に向けての準備ができるようになっている。

【資料 5-14】平成 19 年度大学院体育学研究科履修要項（修士課程）抜粋（4 頁）

Ⅱ．履修要項	
1．教育課程	
(3) 授業科目の区分及び内容	
授業科目は、体育学研究科の趣旨・目的にそった教育研究を行うため、次のとおり区分して開設する。	
区 分	内 容
共通領域	体育学の諸領域における研究方法について修得する科目及び個別の研究題目について系統的に研究し、学術論文等として取りまとめるための基礎となる科目である。
専攻領域	学生が独自の専攻分野を深めるとともに関連する分野について修得する科目である。

【資料 5-15】平成 19 年度大学院体育学研究科履修要項（博士後期課程）抜粋（5 頁）

Ⅱ．履修要項	
1．教育課程	
(3) 授業科目の区分及び内容	
授業科目は、体育学研究科の趣旨・目的にそった教育研究を行うため、次のとおり共通領域及び研究領域に区分して開設する。	
区 分	内 容
共通領域	体育学分野の関連する2つ以上の学問の学際領域における統合的な研究について、異なる学問領域間における未開拓の学際的な研究テーマを明らかにするための研究手法、研究方法等の指導を行い、研究デザインを確立し、博士論文として取りまとめるための科目である。
研究領域	学生が「研究計画」に関連する2つ以上の学問領域から、指導教員と副指導教員が開設する授業科目を中心に履修し、研究手法及び研究方法の修得とともに、研究事例、研究成果の活用など最新の知見を身につけ、学際領域における統合的研究の素地をつくるために修得する科目である。

【分析結果とその根拠理由】

修士課程の授業は、体育学諸科学の研究方法論について修得し、学際的な体育学の基礎を養成する内容の科目と、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容の科目によって構成され

ており、特に「課題研究Ⅱ」については、実際に種々の研究手順を経ながら、そこで得た知見を公表するまでの一連の活動が学習できる。また、専攻領域は4領域からなり、基礎から応用までバランスよく配置されており、理論から実践への流れが作れる授業内容で構成されている。これらのことから、修士課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

博士後期課程の授業は、複数の学問領域を学際的に統合した研究を行うための研究デザインや方法論に関する内容の科目と、個々の研究領域を高度に理解するための内容の科目によって構成されており、いずれも修士課程の内容を基本にして、より高度な授業内容となる。博士後期課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点5-4-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとされているか。

【観点に係る状況】

各教員の研究活動領域は、修士課程および博士後期課程の授業内容とよく一致しており、得られた最新の知見や研究成果を授業内容に反映させている。それと同時に、授業内容は関連した学会で認知されている一般的な知見を反映させたものになっている。代表的な教員の実際に実施した授業教材と研究成果は【添付資料55】のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

各領域における修士課程および博士後期課程の授業内容と研究活動状況の間には、密接な関係があり、関連した学会で認知されている一般的な知見を反映させることができる状況にある。また、授業で用いた授業教材と研究成果とを照らし合わせると、研究成果が授業内容に反映していることも理解できる。これらのことから、授業の内容は研究の成果を反映したものとなっており、教育の目的を達成することができている。

観点5-4-④： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業の履修計画は、前もって指導教員と相談した上で決定していく方法を採用している。これによって、学生に意味のある実質的な授業を履修させ、所定の単位を取得するような指導【添付資料56】がなされている。

修士課程の「課題研究Ⅰ」は、指導教員と副指導教員のもとで、各自の研究課題について論議するとともに、一連の研究を行う能力を身に付けるためのものである。修士課程の「課題研究Ⅱ」は、「課題研究Ⅰ」によってまとめられた研究を実施し、その成果を学会で発表【添付資料57】し、認定されれば単位が得られる授業である。

修士課程および博士課程ともに、学生の研究室を設置【添付資料58】している。

【分析結果とその根拠理由】

授業の履修計画に関する指導を行い、学生に意味のある実質的な授業を履修させていることや、学会での発表を認定し、実際の研究能力に直結した評価をして単位にしていること、学生に対して充実した研究スペースを用意し、教育成果や研究成果を向上させる環境整備がなされていることは、単位の実質化への配慮がなされていることを示すものである。

観点 5-4-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

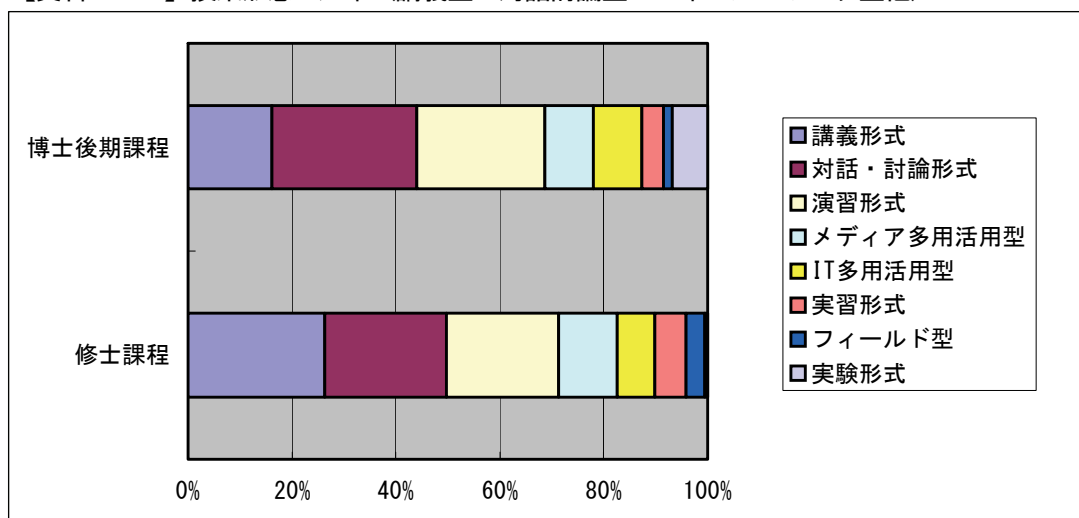
該当なし。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

修士課程と博士後期課程ともに、各科目における授業は、少人数における授業形態を保持し、対話・討論型授業の形態が多くなっている。また、多様なメディアや情報機器を活用している授業【資料 5-16】も用意されている。博士後期課程では、平成19年度4月から国立スポーツ科学センター（東京都北区）と連携を図り、インターネットを利用したテレビ会議システムを使用した授業【資料 5-17】を行っている。

【資料 5-16】 授業形態の比率（講義型・対話討論型・フィールドワーク型他）



【資料5-17】テレビ会議システムを使用した授業風景



【分析結果とその根拠理由】

各課程の教育目的に沿うために、修士課程、博士後期課程ともに少人数の授業を行い、一人一人の学生に対応した高い質の授業が展開されている。また、メディアや情報機器を活用した授業が工夫され、学生にわかりやすい授業が展開されている。このようなことから、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

履修科目の選択や履修計画の立案に役立てるために、修士課程と博士後期課程ともに、履修要項と全科目を掲載したシラバスを作成し、学生全員に配布している。シラバス【添付資料59】はそれぞれの科目について、(1)担当教員名(2)単位数(3)講義の概要(4)授業計画および授業内容(5)テキストや教材・参考書(6)成績評価の方法(7)成績評価の基準(8)オフィスアワーについて記載している。いずれも、学生が科目を選択する際に必要となる項目であり、年度初めに学生全員に配布すると同時に履修ガイダンスを行っている。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは教育課程編成の趣旨に則り、統一した様式で必要とされる項目を掲載しており、学生は履修に関して有効に利用している。

観点5-5-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 5－6－①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点に係る状況】

学則第37条及び中期目標に記されている「豊かな教養と品格を合わせ持った国際的に活躍できる実践的な高度専門指導者を育成する」を達成するための研究指導を行っている。

修士課程では、各学生が自身の研究課題に最も合致した指導教員を教授の中から選定した上で、協議して決定する。次に、学位論文の作成およびその他の修学上の指導を受けるために適した副指導教員（原則として2名）を、指導教員と十分協議し、決定する。平成19年4月からは、指導教員および副指導教員と相談の上で、入学後に研究計画書を作成し、この計画に則って研究指導【添付資料60】が推進されている。

博士後期課程では、各学生が自身の研究課題に最も合致した指導教員を教授の中から選定した上で、協議して決定する。次に、各学生が入学試験に際して提出した研究テーマおよび研究計画に基づき、指導教員と十分協議し、学際領域の開拓可能な研究科担当教員に副指導教員【添付資料61】を決定する。指導教員および副指導教員と相談の上で、博士論文の主題を決定し、研究計画書【添付資料62】を作成する。この計画に則って研究指導が推進される。

研究成果は専門分野の学会で発表【添付資料63】するように指導している。なお、課程修了には、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会に論文を投稿し掲載されるか、国際学会に論文を投稿し、国際誌への掲載がなされることを義務付けている。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育課程では、学生の専門性と志望に基づいて決定された教員の下で、きめ細やかな個別研究指導が実施されていることや、各自の専門とする学会での発表を考慮した高い水準の研究指導が行われていることから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われている。

観点 5－6－②： 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

修士課程と博士後期課程ともに、複数教員による指導体制をとり、一つの専門分野のみに偏りのない高度な学際性を重視した指導をしている。また、研究テーマは教員と学生の間で十分な討議を行い、学生の自発的提案に基づいて設定している。

これら指導教員と学生の研究テーマの状況は、【添付資料60・61】のとおりである。

修士課程および博士後期課程の学生には、TA【添付資料28】として学部学生の教育指導を行わせ、教育能力の

育成を推進している。

【分析結果とその根拠理由】

学生の主体性を重視しながら、学際的な体育学分野に相応しい複数指導教員による指導体制がとられている。また、TA制度を利用した実践能力や教育能力の育成も行われている。これらのことから、教育指導に対する取組が適切に行われている。なお、博士後期課程の学生の研究指導能力の育成のためにRA制度の活用を図る必要がある。

観点 5－6－③： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

すべての大学院学生は、個々の研究テーマについて指導教員および副指導教員によって綿密な指導が行われ、計画的【添付資料64】に学位論文の作成を推進している。

修士課程では、「課題研究Ⅰ」において、実験技術の指導や文献の購読等が行われる。2年次の後期開始初期の段階で、学位論文中間報告会が関連分野における教員の出席の下に実施され、研究の進捗状態や今後の方針、プレゼンテーションの仕方などの指導を行っている。また、「課題研究Ⅱ」が設けられており、在学中に得た知見は学会で発表【添付資料57】させて、それを修士論文としてまとめるように指導している。

博士後期課程では、「統合研究セミナー」において、学際性を重視した議論を行っている。また、指導教員および副指導教員によって、研究者として必要とされる種々の研究能力を身につけさせるように教育を行っている。また、毎年、後期開始初期の時期に、論文指導研究会が関連分野における教員の出席の下に実施【添付資料65】され、研究計画および研究経過の詳細な評価がなされ、高い水準の研究になるように指導がされている。

なお、博士後期課程創設3年後の平成18年度において、初めて2名の修了者に対し博士の学位授与を行った。

【分析結果とその根拠理由】

すべての学生は、個別に決定された研究テーマについて、指導教員と副指導教員によって学位論文作成へ向けての学際的な研究指導がなされているとともに、研究の進捗状況を把握し、研究計画をよりよいものへと改善するための報告会を義務付けている。また、得られた研究成果を学会で発表するための指導がなされている。これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能している。

観点 5－7－①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価の方法及び基準は、シラバスに公表し、学生に周知している。また、大学院入学時4月のガイダンス【添付資料77】においても、成績評価に関する事柄を説明している。さらに、個々の科目に関する授業においても、各教員が成績評価に関する事柄を説明し、学生へ周知している。

修了認定基準【資料5－18】は、大学院体育学研究科履修要項の中の学位規則および学位細則に明記しており、大学院入学時4月のガイダンスにおいて説明を行うとともに、指導教員はこのことを学生に伝えている。

【資料5－18】平成19年度体育学研究科履修要項抜粋（修士課程6・8頁，博士後期課程7・8頁）

修士課程					
5. 課程の修了					
修士課程を修了するための要件は、標準修業年限以上在学し、所定の単位を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け学位論文の審査及び最終試験に合格することである。					
必修科目	選択科目（選択した系の科目）			その他（指定領域なし）	合計
	選択必修（専門領域科目）	選択した系の専門領域科目	選択した系の他の領域科目		
6単位（2科目）	4単位（2科目）	8単位	4単位	8単位	30単位
博士後期課程					
5. 課程の修了					
博士後期課程を修了するための要件は、標準修業年限以上在学し、所定の単位を10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け学位論文の審査及び最終試験に合格することである。					
必修科目	選択科目	合計			
2単位（1科目）	8単位（4科目）	10単位			

【分析結果とその根拠理由】

成績評価に関する事項は、シラバスに公表し、学生に周知しているとともに、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。また、修了基準についても、大学院体育学研究科履修要項の中の学位規則および学位細則に明記し、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知している。

観点5－7－②：成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

大学院では、各教員がシラバスに明記した基準に従って、授業中に行われる課題への達成度やその課題に対するプレゼンテーションのできばえ、議論への参加度や議論の質、課題レポートのできばえ、学期末試験の成績などを総合的に判定している。

修了認定に関しては、修士課程では、2年次の後期開始初期の段階で、学位論文中間発表会が義務付けており、それを経て最終試験である論文審査会【添付資料66】を行う。最終的には、大学院研究科教務委員会を経て研究科委員会で審議され、修士論文と30単位の修得が認められれば、修了認定が承認される。

博士後期課程では、毎年、後期開始初期の時期に、論文指導研究会が義務付けており、3年目以降では、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会に論文を投稿し掲載されるか、国際学会に論文を投稿し、国際誌への掲載がなされることが修了認定の条件になる。その上で、博士論文に関する予備審査会を経て、最終試験である論文審査会【添付資料67】を行う。最終的には、研究科教務委員会を経て研究科委員会で審議され、博士論文と10単位の修得が認められれば、修了認定が承認される。

【分析結果とその根拠理由】

授業成績評価は、シラバスに明記した基準に従って適切かつ公正に行い単位認定している。また、修士および博士後期課程の修了認定は、段階的な評価課程を経ながら、厳正かつ公正に行われている。これらのことから、

成績評価基準や単位認定基準に従って、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施されている。

観点 5-7-③： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

修士課程では、2年次の後期開始初期の段階で、学位論文中間発表会が関連分野における教員の出席の下に実施されることが義務付けており、ポスター発表と口頭発表の2つを通して、研究の進捗状態や今後の方針などの指導を行っている。最終段階では、論文の審査会【資料5-19】が主査と2名の副査で行っている。合格者に関しては、修士論文発表会【添付資料68】によって、自らの成果を発表することを義務付けている。

博士後期課程では、毎年、後期開始初期の時期に、論文指導研究会が関連分野における教員の出席の下に実施されることが義務付けており、口頭発表を通して、研究計画および研究経過の詳細な評価がなされ、高い水準の研究になるように指導している。3年次には、日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会に論文を投稿し掲載されるか、国際学会に論文を投稿し、国際誌への掲載がなされることが必修条件となる。その上で、博士論文に関する予備審査会を、主査と他の3名の教員（2系4領域の中の他の3名から主査が選出する）における出席の下で行われる。日本学術会議協力学術研究団体に認められている学会に論文を投稿した場合には、博士論文を作成し、また国際学会に論文を投稿し、国際誌への掲載が認められた場合には、論文別刷りを博士論文と見なして審査を受けることができる。最終段階では、主査と他の2名の教員（2系4領域の中の他の2名から主査が選出する）によって最終試験を行い、可否の判定を行う。

【資料5-19】鹿屋体育大学学位規則より抜粋

第3章 修士及び博士の学位

(学位論文審査委員会)

第9条 研究科委員会は、前条の付託を受けたときは、当該論文の審査及び最終試験を行わせるため、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、主査1名及び副査2名で構成する。ただし、必要に応じて副査の数を増やすことができる。

3 前項に定める委員は、当該研究指導を担当する指導教員が主査となり、副指導教員のうち1名が副査になることができるものとする。残りの副査は、研究科担当を命じられた教員（当該学位論文の内容に関連する教授、准教授又は講師）から選出するものとする。

4 研究科委員会が学位論文の審査に必要であると認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

【分析結果とその根拠理由】

修士課程では学位論文中間発表会を、博士後期課程では論文指導研究会を義務付けており、その上で予備審査、最終審査へと審査が進んでいくような審査体制が組まれており、高い水準の学位論文を完成させるための段階的かつ計画的な審査体制が整備されている。また、論文審査委員は学際性に対応できるように、各系の中から相応しい教員を厳選しており、審査は厳しく公正に行い可否の判定を行っている。さらに、判定結果は、研究科教務委員会、研究科委員会での厳正な審議によって決定されている。審査体制は、学位規則および履修要領に明記されている。これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能している。

観点 5-7-④： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生への成績通知の後、成績内容に関する異議がある場合には、担当教員に異議申し立てを行うことができる。担当教員は異議申し立てに応じて成績を再確認し、その結果を学生に正確に報告する。修正が必要な場合には、速やかにその結果を教務課に提出している。教務課は、速やかにその結果を学生に連絡している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性の担保として、成績評価に関する異議申し立てを各科目担当教員が受けた際には、迅速に成績の再確認を行うなど適切に対応している。これらのことから、成績評価等の正確さを確保するための措置が講じられている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

<学部>

- ・ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に、自主学習のための e-Learning が採択され、積極的な導入のための構築が進められている。
- ・ 日本代表に選抜された競技力優秀学生に対してはチューターを採用している。

<大学院>

- ・ 博士後期課程では、平成19年4月から国立スポーツ科学センターと連携を図り、インターネットを利用したテレビ会議システムを使用した授業が行われている。
- ・ 学生の主体性を重視しながら、学際的な体育学分野に相応しい複数指導教員による指導体制がとられている。特に、博士後期課程では学生と指導・副指導教員との間で月1回の「統合研究セミナー」を実施している。
- ・ 個別に決定された研究テーマについて、研究の進捗状況を把握し、研究計画をよりよいものへと改善するための報告会（修士課程では学位論文中間発表会を、博士後期課程では論文指導研究会）を義務付けている。また、得られた研究成果を学会で発表するための指導がなされている。

【改善を要する点】

<学部>

- ・ 該当なし。

<大学院>

- ・ 博士後期課程の学生の研究指導能力の育成のため、RA制度の活用を図る必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

<学部>

学部の教育目的を達成するために「教養科目」は1，2年次を中心に配置しており、「専門科目」においては体育学に関する基礎知識の習得や、より高度な専門教育を行うという科目編成になっている。さらに、平成19年度から新教育課程に改訂し、従来の「教養科目」を「一般科目」と「キャリア形成科目」に再編し、キャリア教育

の充実を図る科目編成とした。

教育目的に照らして、授業科目を配置するとともに、各授業科目の内容については、研究活動から得られた最新の知見や研究成果を授業に適切に反映している。

それぞれの開設科目はその目標・特性に応じて講義、演習、実技、実習などの形態で授業が行われており、特に、「専攻科目」では少人数による演習と実技を中心としたきめ細かい指導が行われている。また、英語では習熟度別クラス編成により、学力不足の学生に対応している。学習活動を支援するため、小クラス担任、ゼミナール担当教員、チューター制度を取り入れ、自主学習のために附属図書館の開館時間も配慮している。

学生の履修計画、予習等のために、シラバスは統一した様式に則って作成され、学生が履修する際に必要な情報を記載している。また、単位の実質化への配慮については、履修科目数・受講人数の制限、GPA 方式の導入、e-Learning を活用した自主学習の環境整備が組織的に行われている。

成績評価基準や卒業認定基準は学則に定め、それらの基準は「体育学部履修要項」にも明記するとともに、年度当初に学生全員に配布し、履修ガイダンスにおいて学生に説明されている。

卒業認定は定められた基準に従い、教授会で審議され、判定されている。また、成績評価の正確さを担保するため、成績評価に対する学生からの異議申し立てを各科目担当教員が受け、適切に対応している。

<大学院>

大学院の教育課程は、学部教育を基礎にして、修士課程、博士後期課程と教育内容を連動させて高度に発展させるものになっている。また、修士課程では、「スポーツ・健康に関する科学の分野における専門的知識・技術の教授研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養い」、博士後期課程では、さらに一歩進んで、「スポーツ・健康に関する科学の分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及び豊かな学識を有する実践的な専門指導者」の養成が期待できる構成になっている。

授業の履修計画のために、シラバスは教育課程編成の趣旨に則り、統一した様式で必要とされる項目を掲載している。また、履修計画に際しては指導教員と相談の上、意味ある実質的な授業を履修させている。

修士課程の授業は、体育学諸科学の研究方法論について修得し、学際的な体育学の基礎を養成する内容の科目と、スポーツや身体運動を通して社会に貢献する高度な実践的能力を高めるための内容の科目によって構成されている。博士後期課程の授業は、複数の学問領域を学際的に統合した研究を行うための研究デザインや方法論に関する内容の科目と、個々の研究領域を高度に理解するための内容の科目によって構成されている。

学生の専門性と志望に基づいて決定された複数指導教員の下で、きめ細やかな個別研究指導が実施され、各自の専門とする学会での発表を考慮した高い水準の研究指導が行われており、すべての学生には、研究の進捗状況を把握し、研究計画をよりよいものと改善するための報告会を義務付けている。また、得られた研究成果を学会で発表するための指導がなされて、学会での発表を単位認定し、実際の研究能力に直結した評価をしている。

成績評価に関する事項は、シラバスに公表し、学生に周知しているとともに、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。また、修了基準についても、大学院体育学研究科履修要項の中の学位規則及び学位細則に明記し、ガイダンスや授業を通して詳細な説明を行っている。

授業成績評価は、シラバスに明記した基準に従って適切かつ公正に行われている。成績評価の正確性を担保する取組として、成績評価に関する異議申し立ては各科目担当教員が応じている。

また、修士課程および博士後期課程の修了認定は、段階的な評価過程を経ながら、厳正かつ公正に行われている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目的を達成するために、カリキュラムを学部は教養科目（平成 19 年度から一般科目とキャリア形成科目）と体育・スポーツ・健康などに関する専門科目で構成し、大学院は健康運動とトレーニング運動に関する 2 系 4 領域の科目群で構成している。学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材の基本方針は、学外者に対しては、ホームページ【資料 6-1】、オープンキャンパスや大学説明会時資料【添付資料 69】、中期計画で公表している。

また、学生に対しては、入学時の全体ガイダンス及び小クラス、ゼミナールにおいて、担当教員等から履修要項などの配付資料を基に説明している。特に、小クラスにおいては授業科目「キャリアデザインⅠ」でワークブック【添付資料 70】を使用し説明している。

本学における教育の達成度の検証・評価のために、学部においては 3 年進学時にゼミナール受講資格審査、3 年次終了時に卒業研究受講資格審査、及び 4 年次終了時に卒業判定に関する審査を教務委員会で検討の上、教授会で審議・判定している。また、大学院修了判定に関する審査事項は研究科教務委員会で検討の上、研究科委員会で行っている。

なお、学部、大学院ともに、当該年度の卒業・修了者に対して大学教育の満足度に関するアンケート調査【添付資料 71】を実施している。

【資料 6-1】鹿屋体育大学ホームページより

体育学部 教育内容の特色	: http://www.nifs-k.ac.jp/education/education-002.html
大学院（修士課程） 教育内容の特色	: http://www.nifs-k.ac.jp/education/education-006.html
大学院（博士後期課程） 教育内容の特色	: http://www.nifs-k.ac.jp/education/education-010.html

【分析結果とその根拠理由】

本学の育てる人材像を明確に定め、これをホームページ、履修要項等で学外者及び在学生に対して公表している。また、教育の達成状況については、卒業・修了時のアンケート調査により学生自身の達成状況を確認するとともに、教務委員会、教授会等で達成状況を組織的に検証している。

以上の分析結果から、教育目的に添った形で、学部および大学院ごとに、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像の基本方針を公表し、その達成状況の検証への組織的取組が適正に行われている。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学学士課程では、3年次からのゼミナール受講のため2年次終了時に60単位以上の取得、卒業研究受講資格のため3年次終了時に90単位以上の単位取得が必要となる。平成18年度の進級・卒業・修了者それぞれの割合【資料6-2】は、通常年限数での3年次への進学者は95.8%、4年次進学者96.5%であり、卒業者は90.7%、修了者は87.1%である。卒業・修了時の資格取得の状況については、保健体育科教員免許状、日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース修了者、健康運動実践指導者資格【資料6-3】、各種スポーツ競技審判資格など（サッカー、バスケットボールなど）を取得している。

大学院学生の研究教育成果を見るために、体育、スポーツ、健康関係の各種学会発表数【添付資料57・63】をみると、修士学生では9件（平成18年度実績）、博士学生は43件（平成17年度実績）となっている。

本学の特色として、多くの学生が正課授業の専門科目であるアスリート・コーチ論・実習を履修し、スポーツ関連の課外活動に所属・活動しており、国際大会への出場、全日本選手権や全日本大学選手権等でのメダル獲得は、【添付資料72】のとおりである。

【資料6-2】平成18年度における進級・卒業・修了状況

区分	該当数(人)	対象者数(人)	比率 (%)
通常年限数での3年次進学者	160	167	95.8
通常年限数での4年次進学者	166	172	96.5
通常年限数での学部卒業生	156	172	90.7
通常年限数での大学院修了者	27	31	87.1

【資料6-3】過去3ヶ年における資格取得状況

人

資格名称	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保健体育科教員免許状	121	152	135
日本体育協会公認スポーツ指導者免除適応コース修了者	21	43	12
衛生管理者免許	10	4	—
健康運動実践指導者	—	5	6
イベント管理者の業務基礎知識認定	7	7	6
認定スポーツカウンセラー	1	—	—

【分析結果とその根拠理由】

大学卒業、大学院修了状況を見るように、ほぼ90%の者が通常年限数で達成している。教育内容としてみると、保健体育科教員免許状、健康運動実践指導者資格など種々のスポーツ関連資格を取得している。本学の目標とする競技力向上においても全国レベルの大会で多くの成果を達成している。また、大学院学生は研究教育成果として学会発表など活発に活動していることがわかる。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果は達成できている。さらに教育を充実させるために、教育の達成目標を明確に示す教育プログラムやGPA評価を教育活動に活用することとしている。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学部教育においては、学生による授業評価アンケートを年2回、前・後期に各1回ずつ実施し、FD推進専門委員会で集計・分析し、学生の評価状況【添付資料73】を把握している。その調査項目の「授業により、新しい知識、考え方、技能などが修得でき、さらに深く勉強したくなった」【資料6-4】に注目し、教養及び専門科目群別に5段階評価結果の過去3ヶ年の平均をみると、教養科目群では3.65、専門科目群では4.09であり、特に、専門科目群の実技科目では4.32である。

また、平成16年度～平成18年度卒業生による大学教育の満足度に関するアンケート調査結果【添付資料71】をみると、「実践的指導力の修得」、「課題探求能力の修得」、「社会の一員としての豊かな人間性（道徳、見識、教養）の修得」のいずれの項目も「大変満足している」、「満足している」を合わせると約80%である。

【資料6-4】授業評価アンケート結果

質問事項	平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期	
	教養科目	専門科目	教養科目	専門科目	教養科目	専門科目	教養科目	専門科目	教養科目	専門科目	教養科目	専門科目
授業により、新しい知識、考え方、技能などが修得でき、さらに深く勉強したくなった	3.62	4.08	3.67	4.03	3.58	4.02	3.83	4.21	3.55	4.07	3.65	4.14

質問事項	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	実技科目	実技科目	実技科目	実技科目	実技科目	実技科目
授業により、新しい知識、考え方、技能などが修得でき、さらに深く勉強したくなった	4.31	4.11	4.45	4.41	4.4	4.28

（5段階評価で、5は非常にそう思う、4はそう思う、3はわからない、2はそう思わない、1は全くそう思わない）

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育効果を検証するために、学生による授業評価アンケートを実施しているが、その分析結果から見ると、専門科目については授業内容、効果についても満足度が高く、特に、実践的能力を育成する実技科目については非常に高い評価である。教養科目については、専門科目ほど高くはないが授業内容、効果へ一定の評価を得ている。

以上の分析から、教養科目群の各科目においては知識、技能の修得をさらに図る必要があるが、専門系の科目では十分な効果を上げており、学生には適切であると判断されている。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学の進路決定状況について【資料6-5】に示す。体育学部の就職決定状況の過去6ヶ年内訳を見ると、中・高等学校の保健体育科教員は17.4%、スポーツ関係民間会社への就職率は14.1%、公務員は14.4%、一般民間会社は20.2%、大学院等への進学者は26.8%、その他（未就職者）は7.1%である。

一方、大学院修士課程の就職決定状況の過去6ヶ年内訳を見ると、中・高等学校の教員(保健体育科)は25.6%、スポーツ関連民間会社への就職者は19.8%、公務員は6%、一般民間会社は19.5%、大学院(博士後期課程)等への進学者は20.1%、その他(未就職者)は9%である

【資料6-5】卒業・修了者の進路状況(教員、公務員、民間、進学など)

学部		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	%	
進路先								平均(小計)	平均(合計)
スポーツ関連	教員	16.7	17.1	16.1	18.7	17.1	18.7	17.4	31.5
	民間(スポーツ関連)	14.7	14.9	11.7	13.9	15.8	13.9	14.1	
スポーツ関連以外	公務員	15.3	12.7	17.5	12.5	13.3	15.3	14.4	61.4
	民間(一般企業等)	21.3	18.8	21.2	16.7	22.2	20.8	20.2	
	進学	25.3	24.9	23.3	34.0	25.9	27.1	26.8	
その他(未就職者)		6.7	11.6	10.2	4.2	5.7	4.2	7.1	7.1

大学院修士課程		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	%	
進路先								平均(小計)	平均(合計)
スポーツ関連	教員	18.8	17.8	45.4	21.0	23.1	27.3	25.6	45.4
	民間(スポーツ関連)	12.5	17.6	27.3	15.8	23.1	22.7	19.8	
スポーツ関連以外	公務員	6.2	5.9	9.1	10.5	0.0	4.5	6.0	45.6
	民間(一般企業等)	25.0	23.5	18.2	21.1	15.4	13.7	19.5	
	進学	18.8	17.6	0.0	26.3	30.7	27.3	20.1	
その他(未就職者)		18.7	17.6	0.0	5.3	7.7	4.5	9.0	9.0

【分析結果とその根拠理由】

学部及び大学院の進路決定率は90%以上と、ほぼ全国平均に近い割合である。本学で得た知識、技能等を活かすことのできる自衛隊員、消防署員、警察署員、刑務官などの公務員にも就職をしているが、本学の教育目的としている、「スポーツの実践的指導者の育成」、「スポーツの専門的・実践的な中核となる人材育成」から見たスポーツ関連への就職は、過去6ヶ年の平均が学部では約31%、大学院では約45%である。

以上のことから、本学の教育目標としている「スポーツの実践的専門的指導者」への就職率を高めるためには、卒業、修了後の進路決定状況から判断して、教育の成果に即した就職先開拓などの具体的取組、本学で取組を開始したスポーツ関連企業実習 SCO-OP プログラムなどスポーツキャリア形成教育研究などの充実を図る必要がある。

観点6-1-⑤： 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

就職先等の学外機関から本学の教育に対する意見を聴取する仕組みとして、学外実習終了後に学外実習先(企業実習、教育実習、学外スポーツ実習)から受講者への実習中評価報告を受けるとともに、担当教員の実習機関への巡回により意見収集する取組を実施している。収集した情報については学外スポーツ実習小委員会、教育実習小委員会などの関係委員会において分析・検討を行っている。【添付資料 74】に示すように学外スポーツ実習

先からの報告によると、事前準備、専門的知識については6割程度の者が肯定的評価を受け、実習学習態度については9割以上の者が肯定的評価である。

さらに、学生の就職先企業によるアンケート【添付資料 75】、本学卒業生自身のアンケート結果【添付資料 76】は、専門教育については、多くの卒業生が役に立っていると評価し、学生の就職先企業も専門能力・コミュニケーション能力を他の学力等に比べ、優れていると評価している。

【分析結果とその根拠理由】

アンケート調査結果に見るように、本学の教育の成果として卒業生の専門的知識・能力について学生の就職先企業のみならず、卒業生自身からも評価されている。さらに、学生の就職先企業から優れているとの評価を受けたコミュニケーション能力については、本学の教育取組の成果である。

以上のことから、卒業生が在学時に学習した学力、知識・能力などに関して、学生の就職先企業、卒業生自身から意見を聴取した結果、本学の教育の成果は評価されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 9割の学部学生、大学院生は通常年限で卒業・修了しており、保健体育科教員免許、健康運動実践指導者などスポーツ・健康関連資格を取得している。また、本学の特色として、各種スポーツ競技の国際大会、全国大会におけるメダル獲得など多くの成果を見ることができる。
- ・ 本学の教育の成果として卒業生の専門的知識・能力について学生の就職先企業のみならず、卒業生自身からも評価されている。さらに、学生の就職先企業から優れているとの評価を受けたコミュニケーション能力については、本学の教育取組の成果である。

【改善を要する点】

- ・ 本学の教育目的である「スポーツの実践的、専門的指導者」への就職率を高めるために、教育の成果に即した就職先開拓、試行的取組を開始したスポーツ関連企業実習 SCO-OP プログラムなどを早急に充実する必要がある。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学では、育てる人材像を明確に定め、学内外者に対してホームページ、履修案内等で公表している。また、教育の達成状況については、卒業・修了時の大学教育の満足度に関するアンケート調査により学生自身の達成状況を確認するとともに、教務委員会、教授会等で達成状況を組織的に検証している。

教育効果を評価するために、学生による授業評価アンケートを実施しているが、専門科目については授業内容、効果についても満足度が高く、特に、実践的能力を育成する実技科目については非常に高い評価である。一般科目については、専門科目ほど高くはないが授業内容、効果へ一定の評価を得ている。

学部学生、大学院生の9割は通常年限で卒業・修了しており、多くの者が保健体育教員免許、健康運動実践指導者などスポーツ・健康関連資格を取得している。本学の特色として、学生の各種スポーツ競技の国際大会、全国大会におけるメダル獲得などの成果を見ることができ、平成18年度は世界水泳選手権、アジア大会でのメダル

獲得が特筆される。また、大学院学生は研究教育成果を学会発表するなど活発に活動している。さらに、本学では教育の充実に向け、教育の達成目標を明確に示す教育プログラムやGPA評価を活用することとしている。

また、卒業後、社会の観点から教育成果をみるために、卒業生及び就職先企業にアンケート調査を実施している。卒業生の専門的知識・能力については学生の就職先企業のみならず、卒業生自身からも評価されている。さらに、学生の就職先企業から優れているとの評価を受けたコミュニケーション能力については、本学の教育取組の成果と考えられる。

学部及び大学院の過去平均進路決定率は約90%以上と、ほぼ全国平均に近い割合である。しかしながら、スポーツ・健康領域の就職率は、学部では約30%、大学院では約45%である。今後、教育の成果に即した就職先開拓、試行的取組を開始したスポーツ関連企業実習のSCO-OPプログラムなどの充実に取り組むこととしている。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

新入生に対しては、入学時に新入生オリエンテーション【添付資料 77】・編入学生オリエンテーション【添付資料 78】を実施し、教育課程の説明、授業科目履修方法等の指導を行っている。在学生に対しては、在学生ガイダンス【添付資料 79】を実施し、学習指導を行っている。

また、履修登録について、学生本人がパソコンの使用により行っているが、登録時には、職員が立ち会い、ミスがないよう指導を行っている。

なお、3年次から始まる、ゼミナール、学外スポーツ実習、教育実習、介護等体験については、学部の2年次生を対象として全体的なガイダンス【添付資料 80】を行うことと併せ、各実習毎の個別のガイダンスを行っており、学生の希望する専門等の選択に齟齬が生じないよう指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院とも、対象をきめ細かく分けた多岐に渡る内容でガイダンスを構成し、十分な学習指導を行い、適切に実施している。

観点 7-1-②: 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学部1・2年次生には、一教員に対し平均10名程度の小クラス担任制度【添付資料 81】を設け、「修学・学生生活に関する指導教員の手引」【添付資料 82】を作成した上で、将来を見据えた基本的な学習相談等に対応している。学部1年次生については、初年時教育の授業科目として位置付けた小クラスを単位とする「キャリアデザイン」を開催し、週1回小クラス担任と意見交換ができるシステムを設けている。学部2年次生等については、月1回小クラス担任との懇談を行い、学習相談を実施している。懇談の内容は年2回、学長への報告が義務づけている。学部3年次生以上については、平均8名程度の学生を担当するゼミナールの指導教員が専門性の中での学習相談に対応している。大学院では、平均3名程度の学生を持つ指導教員が、より高度な専門性の中で、指導を行っている。

また、各授業科目ごとのシラバスにオフィスアワーを明示すると共に、教員によっては、メールアドレスを公開することにより、電子メールによる相談も受け付けている。

なお、入学時には新入生の保護者との懇談会を開催することにより、大学と保護者との情報交換の場を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

少人数での支援体制として小クラス担任制度、ゼミナール指導教員制度を整備すると共に、キャリアデザインを設定することにより、適切かつ、きめの細かい学習相談・助言が行われている。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**【観点到係る状況】**

学生のニーズについては、小クラス担任制度、指導教員制度において把握している。また、毎年度前後期末に、学生による授業評価を行っており、これら授業評価の中で大学に対する修学上の様々な意見・要望を記載する欄を設け、学生のニーズを把握している。提出された学生の意見等はFD推進専門委員会を通して全教員に周知【添付資料 94】し、学生からのニーズに対応している。

また、学生の多様な意見・要望を汲み取るために学生に対する相談窓口等を開設しており、意見等については、教務委員会で内容を検討の上、学生に回答するなど、学習支援に対する学生のニーズについて、組織的な対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズは、小クラス担任制度、学生による授業評価及び学生に対する相談窓口等を通して把握する体制ができており、適切に実施されている。

観点 7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。**【観点到係る状況】**

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。**【観点到係る状況】**

留学生について、学部・大学院で8名、交流協定を締結している大学からの派遣留学生2名及び研究生1名を受け入れており（平成19年5月現在）、日本での留学生生活を円滑に行うために留学生オリエンテーションを実施すると共に、日本語の能力を判断するために日本語プレイスメントテストを実施し、日本語能力に応じて3段階に分けて、年間を通した日本語補講【添付資料 83】を行っている。

社会人学生について、大学院生29名（修士課程8名、博士後期課程21名）が在籍しているが（平成19年5月現在）、当該学生の勤務等の都合に合わせて集中講義を行うと共に、地理的な不便さもあることから、電子メール等での研究指導も行っている。

競技力が優秀な学生は、日本代表選手として国際大会等に出場し長期間授業を欠席することが多いため、そうした学生のためのチューター制度【資料 5-9】を整備している。

【分析結果とその根拠理由】

留学生、社会人学生など、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対しては、必要に応じて適切な学習支援を行っている。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館を、平日 8:30～21:00、土曜日 9:00～17:00、日曜日 13:00～17:00 まで開館しており、学生が自習室としても利用している。

図書館 2 階学習室に、10 台のパソコンを設置し、学生の自主的学習に供している。

また、学内共同教育研究施設であるスポーツ情報センターには、85 台のパソコンが設置されており、授業での使用を除き、平日の 9:00～22:00 時まで学生の自由な利用【資料 8-5】に供している。なお、大学院棟に修士課程、博士後期課程学生が 24 時間使用可能な専用研究室を整備【添付資料 58】している。

このほか、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された実践的スポーツ指導者教育プログラムにより行われる自主学習のための環境整備の構築が進められている。

【分析結果とその根拠理由】

学生の学習時間を配慮し、夜間や土・日曜日に附属図書館を開館し、また、自由に利用できるパソコンなどの情報機器が整っており、効果的かつ活発な利用がなされている。

このほか、e-Learning を活用した自主学習の環境整備に組織的に取り組んでいる。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学における課外活動は、スポーツを中心とする環境であり、学生全体のスポーツ系サークルへの加入率【資料 7-1】は、約 89%の加入率である。学生のサークル活動を支援する施設として、屋内外に種々の体育施設を整備【添付資料 84】している。

本学において、学生の競技力の向上は、スポーツに関する諸科学の教育研究成果を測る指標として、また、人材養成目標としてのスポーツ指導力やコーチング力の基礎として重要であるとともに、我が国スポーツ振興に寄与する人材の輩出という観点から、本学における重点的取組の一つとなっている。学生の競技力の向上について、学長裁量経費や体育教育の充実促進経費による、経済的支援及び、重点強化競技及び重点強化選手の指定、TASS プロジェクト【添付資料 85】による科学的トレーニングの提供など、競技力向上を図るための支援策を実施している。これらのことは、学生のサークル活動の間接的な支援策となっている。

さらに、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）において、平成 16 年度、「学生スポーツボランティア活動の支援事業」【添付資料 86】が採択されたことに伴い、学内に「学生スポーツボランティア支援室」を設置し、課外活動としてのスポーツボランティア活動に係る派遣支援や学習支援【資料 7-2】を行うと共

に、学内教職員の協力を得て、学生が積極的に相談できる体制の整備を行った。

【資料 7-1】サークル加入率

(平成19年 5 月現在)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	全体
在学生 (人)	179 (58)	178 (43)	187 (51)	179 (48)	723 (200)
加入者数 (人)	174 (58)	166 (41)	169 (48)	133 (36)	642 (183)
加入率 (%)	97.2%	93.3%	90.4%	74.3%	88.8%

注: () は女子で内数

【資料 7-2】現代的教育ニーズ取組支援プログラムホームページより

学生のスポーツボランティア活動の支援事業: <http://www.nifs-k.ac.jp/sv/>

【分析結果とその根拠理由】

学生の競技力向上は、本学における重要な教育研究目標であり、正課におけるスポーツに関する諸科学の教育研究とその成果は、学生の競技力向上に資するものである。また、TASS プロジェクトや体育教育の充実促進経費は、学生の競技力向上を具体的に支援するものであり、これらのことは大学の目標と学生のサークル活動が密接な関係にある体育大学という本学の特性から、間接的に学生のサークル活動を適切に支援している。

観点 7-3-①: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度において、学生相談支援に係る全学的な協働組織として、「学生相談支援室」【資料 7-3】を整備した。同支援室においては、学生相談の窓口として設置している「学生なんでも相談窓口」【資料 7-4】において速やかな解決が困難である深刻な事項、学内数カ所に置かれた学生意見箱への重大な意見・要望及び学生の修学も含めた学生生活に関する重要課題等について、関係委員会、保健管理センター、小クラス担任教員、ゼミナール指導教員及びサークル顧問教員等と全学的な連携体制を整え、学生の諸問題への対応を行っている。特に、セクシュアル・ハラスメントについては、学生とセクシュアル・ハラスメント相談員等との意見・情報交換会の実施、セクシュアル・ハラスメントに関する学生の意識等調査実施委員会における、学生のセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の実施、報告書【添付資料 87】の作成など、学生に対する支援を行っている。

また、同じ平成 16 年度、就職支援に係る全学的な協働組織として、「就職対策室」【資料 7-5】を整備した。同対策室では、キャリア教育の内容、就職ガイダンス、OB・OG 講演会及び外部の専門家による就職指導等の企画・実施【添付資料 88】等を行っている。さらに、企業等で人事・労務管理の豊富な経験を有する就職相談員を配置【添付資料 89】し、学生からの相談に当たっており、3 年次生を中心に多くの学生が利用している。

【資料 7－3】学生相談支援室要項抜粋

(設置)

第2 本学に、学生の修学・学生生活の相談、指導及び支援上の課題並びに円滑な業務の遂行に関し、企画、調査及び調整するための組織として、学生相談支援室を置く。

2 学生相談支援室は、学長及び役員会の指揮のもと、常任委員会等、各系及び各課と協力連携した全学の協働組織とする。

(業務)

第4 学生相談支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学上の課題に係る教務上の事項との調整に関すること。
- (2) 学生の課外活動上の課題に係る学内外との調整に関すること。
- (3) 学生の生活上の課題に係る学内及び学外機関との連絡・調整に関すること。
- (4) その他学生の相談、指導及び支援の調査・分析及び企画・実施に関すること。

【資料 7－4】過去3ヶ年の学生相談件数

	経済上の悩み	健康上の悩み	修学上の悩み	進路の悩み	精神面の悩み	対人関係の悩み	その他	計
平成16年度	18	17	13	12	12	11	40	123
平成17年度	17	13	14	13	6	10	41	114
平成18年度	15	10	12	11	9	9	53	119

【資料 7－5】就職対策室要項抜粋

(設置)

第2 本学に、学生の就職の相談、指導及び支援上の課題並びに就職対策に関し、調査及び企画・実施するための組織として、就職対策室を置く。

2 就職対策室は、学長及び役員会の指揮のもと、常任委員会等、各系及び各課と協力連携した全学の協働組織とする。

(業務)

第4 就職対策室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就職相談、指導及び支援上の課題の調査・分析に関すること。
- (2) 学生の就職意識の涵養、就職情報の提供など学内体制の企画・実施に関すること。
- (3) 学生の就職活動の支援など就職対策に向けた企画・実施に関すること。
- (4) 就職先の開拓など就職対策に係る学外機関との連絡・調整に関すること。
- (5) 既卒者の就職相談、指導及び支援に係る企画・実施に関すること。
- (6) その他学生の就職相談、指導及び支援の調査・分析及び企画・実施に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

学生相談支援室及び就職対策室が整備されたことで、全学的に横の連携を図りつつ学生の支援に当たることができ、学生のような相談に対し、教員だけでなく、各種専門家にも相談できる機会が提供されるなど、きめの細かい体制が整備されている。

観点 7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。**【観点到係る状況】**

学生のニーズについては、小クラス担任制度、指導教員制度等において、学生からの意見・要望等を把握している。また、学生の相談窓口、学内5か所に設置した投書箱、学生と関係委員会委員との直接の意見交換の場として、平成17年度から開催している「なんでんかんでん語ろう会」【添付資料 90】及び学生委員会で実施している学生生活実態調査において、学生から生の声を聞くことにより、学生生活に関する多様なニーズや満足度の把握、問題等の解決を行っている。

これら学生からの要望・意見等について、特に、速やかな解決が困難である問題に関しては、学生相談支援室を中心として、関係委員会等の意見も聞きながら、改善・対応策を検討し、掲示等により、学生へ回答・周知を行うなど、組織的に対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

小クラス担任制度や指導教員制度等を活用すると共に、相談窓口や意見箱の設置、「なんでんかんでん語ろう会」等を実施し、学生のニーズの把握を常に行っている。さらに、これらの結果については、学生委員会や学生相談支援室で取り上げ、具体的対策を検討・実施する体制を整えている。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。**【観点到係る状況】**

本学では、留学生からの日常的な相談及び入国管理局の許可が必要な資格外活動、在留資格取得等に関しては、担当課職員が対応している。また、学長と留学生との懇談会を毎年実施し、留学生の要望を学長が直接聞き、出された要望・意見については、留学生専門委員会で検討している。例えば、自由に使用できる自転車が欲しいとの要望があり、これまでに同専門委員会委員が9台を無償で調達し、希望する留学生への貸し出しなどを行っている。さらに、留学生から学習室設置の要望を受け、パソコンを設置した学生交流学習室を設け、学習面のみならず日本人学生との交流や母国の情報収集について、8:00～21:00 まで利用が可能としている。

さらに、留学生の教職員宿舎への入居を可能とする特別措置【添付資料 91】も実施している。

なお、日本の伝統文化・自然、資料館などの見学を通じ、日本の文化や社会状況の理解を図るとともに、今後の修学・研究の一助とすることを目的として、留学生見学旅行を毎年行い、日本語スピーチコンテスト時には留学生支援交流会を同時開催し、地域の市民との交流の場を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

留学生の要望など必要に応じて、適切に支援が行われている。また、留学生支援交流会を開催するなど地域市民との交流の場を設定することを通じて、地域からもスムーズな支援が得られるよう努めている。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生に対する経済支援としては、種々の奨学金の案内・推薦、授業料免除制度の運用及び学生宿舍の提供等を実施している。

奨学支援事業【資料 7-6】について、随時、掲示等により申請や手続きに関する案内を行っており、学生に対して遺漏のないよう情報提供を行っている。日本学生支援機構奨学金は、平成 19 年 3 月現在、学部は全学生の 46% が受給し、大学院生は全学生の 49% が受給している。特に、きぼう 21 プランについては、申請者の全員が受給されている。民間奨学団体や地方公共団体の奨学金は、年間を通して大学宛に募集があり、適宜速やかに学生への案内・周知を行っている。

また、授業料・入学料免除制度に関して、各々の選考要項に基づき行っている。授業料免除【資料 7-7】について、平成 19 年 3 月現在、学部は全申請者の 72%、大学院は全申請者の 79% に当たる学生が、免除を許可されている。

学生宿舍は、全国各地から入学してくる本学学生に対し、安価な住環境を提供するサービスである。特に、新入生にとっては、大学が不慣れな土地であることを考慮し、他学年に比し入居枠を 3 割程度多くするなどの運用をしている。なお、学生宿舍入居率は全学生の約 45%（平成 19 年 5 月現在）であり、健康管理面から全寮生に朝食の摂取を奨励している。

【資料 7-6】奨学支援事業実績

（平成 19 年 3 月現在）

区分	入学年度	学生数 (a)	(独) 日本学生支援機構		入学時増額貸与	各種奨学金	計 (b)	貸与比率 (b/a)
			第 1 種	きぼう 21 プラン				
体育学部	平成 16 年	167	20	68	1	3	92	55%
	平成 17 年	175	21	64	5	0	90	51%
	平成 18 年	179	23	54	4	2	83	46%
体育学研究科	平成 16 年	9	2	0	0	0	2	22%
	平成 17 年	42	13	6	3	0	22	52%
	平成 18 年	37	10	7	1	0	18	49%

【資料 7-7】授業料免除実績

（平成 19 年 3 月現在）

区分	入学年度	授業料免除申請数 (a)	授業料免除許可数 (b)	比率 (b/a)
体育学部	平成 16 年	159	100	63%
	平成 17 年	150	104	69%
	平成 18 年	141	102	72%
体育学研究科	平成 16 年	26	14	54%
	平成 17 年	40	28	70%
	平成 18 年	42	33	79%

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する経済支援として、奨学金貸与業務や授業料免除制度の運用を適切に実施している。また、全国各地から入学してくる学生の住環境への経済的支援となる、学生宿舍の整備・運営については、全学生の半数近くが学生宿舍に入居し、特に新入生に入居枠を多くするなど、適切なものとなっている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおいて、「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択され、学生スポーツボランティア支援室を学内に設置し、派遣支援や学習支援を行っている。
- ・ 学習相談、助言体制に関し、小クラス担任制度、ゼミナール指導教員体制及びオフィスアワーを整備するとともに、学生相談支援室及び就職対策室を中心として、関係組織が速やかに対応できる全学的な支援体制が構築されており、各種専門家も含めて、きめの細かい、様々な角度からの支援を適切に実施している。
- ・ 生活支援等に関する学生のニーズについて、相談窓口や意見箱を設置することと併せ、「なんでんかんでん語ろう会」で学生と教職員との直接の対話の場を設けるなど、多様な窓口から学生の意見・要望等を取り入れ、支援に活用している。
- ・ 学生の競技力向上は、本学における重要な教育研究目標であり、正課における諸科学の教育研究とその成果は、学生の競技力向上に資するものである。TASS プロジェクトや体育教育の充実促進経費は、学生の競技力向上の具体的な支援であり、これらのことは大学の目標と学生サークル活動が密接な関係にある体育大学という本学の特性から、間接的に学生の課外活動を支援することとなっている。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

本学では、学年開始時（4月）と後期開始時（10月）に、学習、生活指導のために学年毎にオリエンテーションやガイダンスを実施している。

学習支援として、学習相談、助言のために1クラス平均10名程度の小クラス担任制度、ゼミナール指導教員体制及びオフィスアワーを整備し、学生からの学習相談等に対して、担当教員が対応すると共に、学習支援に関する学生のニーズの把握が、学生の授業評価や相談窓口等を通して行われている。また、自主学習のため自由に利用できる情報機器を多数整備し、効果的かつ活発な利用に供している。

平成16年度に、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）において、「学生スポーツボランティア活動の支援事業」が採択され、学生スポーツボランティア支援室を学内に設置し、スポーツ指導者を目指す学生にボランティア活動のための学習支援を行うとともに、地域スポーツ活性化のために指導者の派遣支援を行っている。

学生の競技力向上は、本学における重要な教育研究目標であり、正課におけるスポーツに関する諸科学の教育研究とその成果は、学生の競技力向上に資するものである。TASS プロジェクトや体育教育の充実促進経費は、学生の競技力向上を具体的に支援するものであり、間接的に、学生の課外活動に対する支援は実施されている。

学生の生活相談、助言体制等に関し、小クラス担任制度やゼミナール指導教員制度等を活用することと併せ、学生相談支援室及び就職対策室を中心として、相談窓口や意見箱、学生と教職員との直接の対話の場である「なんでもかんでもん語ろう会」など、多様な窓口から学生の意見・要望等を取り入れ、支援に活用している。

広く全国各地から入学してくる学生に対し、生活及び経済支援の一環として、全校生の半数近くが入居できる学生宿舎を整備し、全寮生に朝食の摂取を奨励している。

就職支援のために就職対策室を整備し、キャリア教育・就職行事等の企画を実施している。

留学生に対しては、日本語能力に応じた補講を行うなどの学習支援、また地域市民との交流の場を設定するなど、地域からもスムーズな支援が得られるよう努めている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の目的に照らして大学施設は、校舎敷地と屋外運動場敷地を併せた校地面積 370,259 m²及び講義棟・研究棟と屋内体育施設を含む校舎面積 33,487 m²【資料 8-1】を保有している。更に、科学的考察・実技指導面からスポーツ諸科学の教育研究を实践するため、加減圧調整可能流水プールを始めとした多様な設備【資料 8-2】を有している。

これらの施設・設備を活用し、講義棟・研究棟・図書館及び屋内外体育施設を中心に学生に対する教育を実施している。講義棟その他校舎には、講義室 14 室（総面積 1,455 m²、収容人数 1,151 人、11 室に空調設備）【資料 8-3】・実験実習室 45 室（2,064 m²）・演習室 19 室（744 m²）が配置されているほか、教育研究を支援する機能として、外国語教育センター・アドミッションセンター・スポーツ情報センター・生涯スポーツ実践センター及び保健管理センターが配置されている。このうち、図書館は平成 18 年度から日曜開館を実施し、外国語教育センターには語学学習を支援する LL 教室 2 室が、スポーツ情報センターには情報処理学習を支援する情報演習室 2 室・情報処理教育用パソコン 85 台が、それぞれ用意されている。屋外運動場は学生の実技練習時間を確保するため、それぞれ夜間照明設備を有している。

更に、施設・設備を計画的に整備するため、施設整備マスタープラン及び設備整備マスタープランが立案されている。施設・設備のバリアフリー化は、学外者の一般利用や体育大学であることからトレーニング等で故障を負った学生に支障がないよう、屋外渡り廊下・階段スロープの整備や敷石凹凸の平面化など逐次学内経費により整備している。なお、本学の施設は全て建築基準法が改正された以降の建築物である。

【資料 8-1】校地・校舎面積（平成 19 年 5 月 1 日現在）

	区分	面積
校地	白水地区	363,936 m ²
	高須地区	6,323 m ²
	合計	370,259 m ²
校舎	講義棟・大学会館	4,323 m ²
	総合体育館	4,204 m ²
	武道館	2,901 m ²
	弓道場（館の矢取塚含む）	118 m ²
	実験研究棟	6,680 m ²
	管理棟	1,670 m ²
	図書館	1,756 m ²
	屋内実験プール	2,524 m ²
	球技体育館	2,652 m ²
	水野講堂	1,485 m ²

屋内トレーニング場	470 m ²
保健管理センター	295 m ²
大学院体育学研究棟	2,261 m ²
スポーツトレーニング教育研究センター	1,017 m ²
海洋スポーツセンター	1,131 m ²
合計	33,487 m ²

【資料 8-2】主な設備一覧

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

教育・研究設備		
加減圧調整可能流水プール	3次元動作解析システム	生体物質分離分析システム
心機能測定装置	X線骨密度測定装置	電子顕微鏡
高速度カメラシステム	運動機能測定用観測記録装置	遺伝子解析装置
陸上競技用写真判定装置	自動形態・体力測定システム	トレーニング環境シミュレータ
LLシステム	運動負荷試験装置	

【資料 8-3】講義室状況

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

講義室	収容人員	面積	空調設備
101号	80	103 m ²	有
102号	60	92 m ²	有
103号	180	165 m ²	有
201号	80	103 m ²	有
202号	40	72 m ²	有
203号	40	72 m ²	有
204号	60	92 m ²	有
205号	140	164 m ²	有
301号	80	103 m ²	有
302号	40	72 m ²	無
303号	40	72 m ²	無
304号	60	92 m ²	無
大講義室	201	195 m ²	有
海洋スポーツセンター	50	58 m ²	有
合計	1,151	1,455 m ²	11室

【分析結果とその根拠理由】

本学の施設・設備は、大学設置基準（校地面積 6,600 m²、校舎面積 5,585 m²）に照らし、それぞれ校地基準の約 56 倍及び校舎基準の約 5.9 倍で大学設置基準に適合し、科学的考察・実技指導面からスポーツ諸科学の教育研究を実践し、教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されている。

また、学生が快適に講義を受けられるよう多くの各講義室に空調設備を設置され、教育設備及び研究設備が各体育施設・各教育研究センターに配置されており、教科教育・実技教育の実践の場で有効に活用されている。

特に本学の特徴である屋内外体育施設は、課外活動の場において夜間まで日常的に使用されており、競技力の向上につながっている。この他、学生のボランティアも含めた人的資源を活用して総合型地域スポーツクラブである NIFS スポーツクラブを展開している。

これらのことから、「体育・スポーツ・レクリエーション及び武道に関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的なスポーツ・健康に関する指導者を養成する」とする本学の目標を実現するにふさわしい施設・設備が整備されている。

なお、施設・設備のバリアフリー化に当たっては、逐次整備されてきているものの、計画的に整備する必要もある。また、本学の施設は全て昭和 59 年以降の建築物であり、昭和 56 年に改正された建築基準法に定められた新耐震基準を満たしている。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の情報ネットワークは、スポーツ情報センター【資料 8-4】が、一般的なメンテナンス及びセキュリティ管理を担当している。基幹ネットワークは光ケーブル（1Gbps の通信）で、講義室や体育館を含め学内のほとんどの部屋に情報コンセントを設置し、遠隔地の海洋スポーツセンターも接続され、ここには特にリアルタイムな海面情報の提供を行うライブカメラの機能も有している。また、学外にはインターネットで接続されており、SINET との通信も可能である。

更に、平成 19 年度からスタートさせた博士後期課程における連携大学院については、本学と遠隔地である国立スポーツ科学センター（東京都北区）とをインターネットによる双方向通信を活用して授業・研究指導を展開している。

セキュリティ対策については、ログオンパスワードによるユーザ認証・ユーザ認証機能付き情報コンセント・ファイアウォール・ウィルス対策ソフトウェア等のセキュリティ管理を実施するとともに、情報化戦略及び情報管理に関する規程【添付資料 92】を整備している。

学生は入学時に自動的にユーザ登録され、情報ネットワークの利用可能になっており、スポーツ情報センター情報処理演習室に設置されているパソコン 85 台を使用できる【資料 8-5】とともに、多くの学生が保有するパソコンを利用している。また、電子掲示板システムが用意され、学生は呼び出し情報・休講情報等を学内各所で確認することが出来る。

【資料 8-4】鹿屋体育大学ホームページより

スポーツ情報センターホームページ : <http://itec.nifs-k.ac.jp/>

【資料 8-5】情報処理演習室の稼働状況

	2004年度	2005年度	2006年度
ログオン回数	28,984	28,625	23,859

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワークは、通常の講義棟・研究棟等の他、体育館・武道館・屋内実験プール等の各体育施設にも接続され、体育大学としての教育内容・方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークとして適切に整備されている。また、遠隔地の海洋スポーツセンターライブカメラの機能や電子掲示板システムが用意され、リアルタイムな海面情報の提供や学生に対する呼び出し情報・休講情報等を学内各所で確認可能とするなど、有効に活用されている。更に、遠隔地である国立スポーツ科学センター（東京都北区）とをインターネットによる双方向通信を活用して連携大学院の授業・研究指導を展開している。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

教育研究用施設・実験研究室・合宿研修所等の各施設については、設置の目的を学内規則で定めている。また、運用に関する方針は、各施設の使用細則又は申し合わせにより明確にしている。

体育施設については、「体育施設規則」及び「体育施設使用心得」【添付資料 93】により体育施設ごとに各運動種目に即した留意事項等を規定している。また、教育設備・研究設備等は物品管理規則に基づき、設備ごとに使用手続き等を決めている。

周知方法については、学生に対して、入学時に「学生生活の手引き」【資料 8-6】を配布しガイダンスで説明するとともに、大学ホームページ【資料 8-7】に施設利用の案内を設けている。

【資料 8-6】「学生生活の手引き」より抜粋

◎体育施設の使用

体育施設を学生諸君が課外活動等で使用する場合は、所定の手続きに従って、学長の許可を受けなければいけません。また、使用に際しては体育施設規則及び同使用心得を厳守してください。

◎体育施設の使用願出

学生団体が通常の課外活動を行う場合は、「体育施設使用願」を使用予定日の 7 日前までに学生サービス課 スポーツ係へ提出し、許可を受けてください。

なお、長期にわたり使用許可を受けたい場合は、翌月の「体育施設使用予定表」を毎月 20 日までに提出してください。

○事故防止には、十分な注意を払うとともに安全確認を怠らないようにしてください。

○体育施設・施設等を常に良好な状態に保つように努めてください。

なお、施設・設備等を破損した場合は、直ちにその旨を学生サービス課スポーツ係へ報告してください。

体育施設使用に伴う照会や申し込み等は、学生サービス課スポーツ係で取り扱っていますので申し出てください。

【資料 8-7】鹿屋体育大学ホームページより

施設利用案内 : <http://www.nifs-k.ac.jp/facilities/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

各施設及び体育施設については、設置目的に即して運用の方針が定められており、学生・教職員等の構成員に対しては冊子又は注意事項として公開している。特に体育施設の利用状況は極めて高く、十分周知されている。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

附属図書館の蔵書数は 105,795 冊、学術雑誌は 2,417 種類、視聴覚資料は 3,396 タイトルであり、体育・スポーツ及び武道分野の資料 (26.9%) を中心とした蔵書構成となっている。

開館時間は、平日 8:30~21:00、土曜日 9:00~17:00、日曜日 13:00~17:00 である。入館者は、年間 7 万

4千人、一日平均213人となっている（平成18年度実績）。また、地域社会への生涯学習の支援のために日曜開館も実施している。

本学の図書資料は、スポーツ諸科学の教育研究に必要な資料を系統的に整備しており、体育関係図書資料及びスポーツ映像資料等の視聴覚資料が多い。

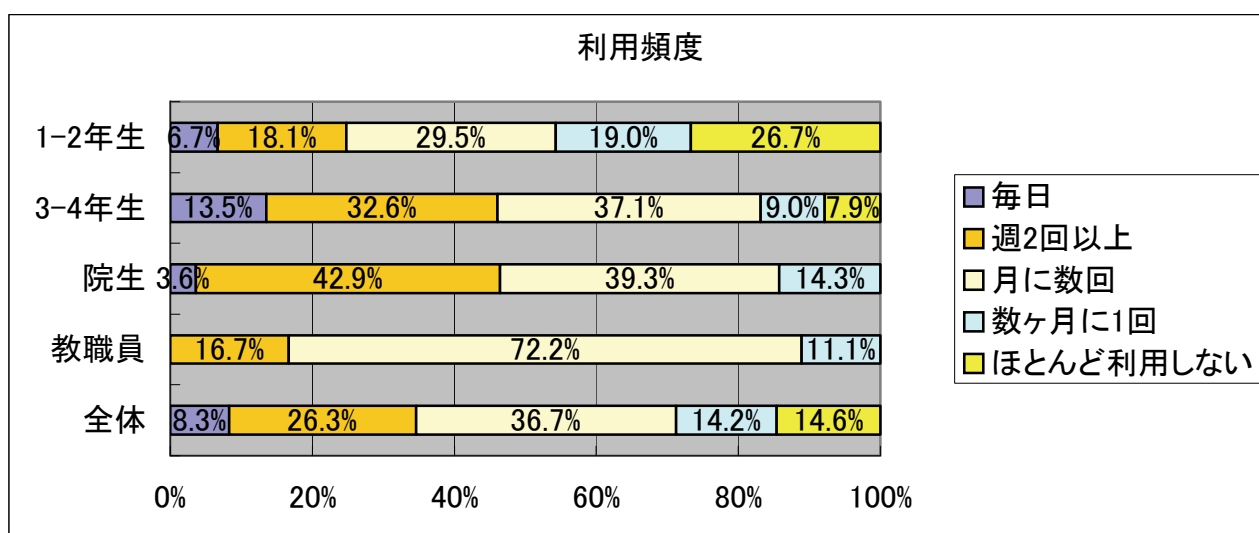
図書館の利用方法については、電子図書館機能（電子ジャーナル、データベース）も含めて、ゼミ単位で情報リテラシー教育を行うとともに、学内外者への利用案内を大学ホームページ【資料8-8】で情報公開している。なお、学生・教職員の図書館利用頻度は【資料8-9】のとおりである。

【資料8-8】鹿屋体育大学ホームページより

附属図書館ホームページ : <http://www.lib.nifs-k.ac.jp/>

【資料8-9】附属図書館利用者アンケート結果より

（平成18年12月現在）



【分析結果とその根拠理由】

体育・スポーツ専門の分野の図書資料を系統的に整理し充実しており、学生に対しては図書館の開館時間の配慮を行っているなど、有効に活用できる状態になっている。また、恒久的な収集保存も考慮した資料蓄積を行っており、体育関係図書及びスポーツ映像資料等の視聴覚資料が多いことも特徴である。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学は、豊かで恵まれた自然環境のもと、体育学における教育目標を実現する場として、十分な施設・設備を有している。特に、屋内外体育施設の充実に特色がある。
- ・ 本学の情報ネットワークは、体育館・武道館・屋内実験プール等の各体育施設にも接続され、実技指導面でも情報ネットワークが利用可能となっている。
- ・ 蔵書数に占める体育・スポーツ及び武道分野の割合が高く系統的に整備され、専門図書館的な蔵書構成である。

【改善を要する点】

- ・ 施設・設備のバリアフリー化は、今後学外者の一般利用も考慮し計画的に実行する必要がある。

（３）基準 8 の自己評価の概要

本学の特徴の一つに、豊かで恵まれた自然環境のもと、国立唯一の体育系単科大学として体育・スポーツの科学的探求や実技指導にふさわしいキャンパス形成がある。講義棟・実験研究棟などの校舎群、総合体育館・球技体育館・屋内実験プール・武道館・陸上競技場・サッカー場・野球場・海洋スポーツセンターその他体育施設をはじめ、本学の教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されており、大学設置基準を十分に満たしている。更に、科学的考察・実技指導面からスポーツ諸科学の教育研究を実践するため、加減圧調整可能流水プールを始め、トレーニング環境シミュレータなどの多様な教育・研究設備を保有していることから、本学の教育研究の目標達成に必要なかつ十分な施設・設備が整備されている。これらの施設・設備を活用しながら、本学学生は体育学を修得しており、競技力向上の取組みの場として、有効に利用されている。

教育内容・方法や学生のニーズに対して、図書館機能にあっては、体育・スポーツ専門の分野に特色を持った系統的な図書資料整理を実践し、情報ネットワークも、学内各所での情報端末から接続できるシステムで支援を行っており、有効に活用されている。

また、施設・設備の利用案内は、「学生生活の手引き」及び大学ホームページで周知しており、体育施設の活発な利用状況から行き届いている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

学部及び大学院における教育活動に関する基礎的なデータ（学籍管理、成績、履修、授業時間割、卒業論文、修士論文など）は、平成 14 年度までは書類ファイルとして、平成 15 年度からは電子データとして書庫やサーバー内に蓄積し、かつ整理保存している。また「学生による授業評価アンケート」や「教員の自己点検レポート」

【添付資料 94】などの教育の点検評価に関するデータも同様に蓄積・保存している。

平成 17 年度からは、教務委員会の下にある FD 推進専門委員会が主体となって、各科目のシラバスとは別に「体育学部教育プログラム」【添付資料 49】を作成し、実質的な教育活動のデータや資料を収集・蓄積している。

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の実態を示す基礎的及び実質的データや資料は適切に収集・蓄積されており、教務委員会やその下部組織の FD 推進専門委員会等が適切に活用している。

また、「学生による授業評価アンケート」や授業評価結果を受けての「教員の自己点検レポート」は「鹿屋体育大学 FD 報告書」としてまとめられている。これらのことから、教育実態を示すデータや資料を適切に収集し、かつ蓄積しており、必要の際には、これらの情報を容易に活用可能な状態である。

観点 9-1-②: 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

学生の意見の聴取に関しては、「学生による授業評価アンケート」を平成 13 年度から継続的に実施しており、前後期の年 2 回に分けて実施している。調査結果は量的かつ質的に分析され、担当教員に個々にフィードバックし、かつ「鹿屋体育大学 FD 報告書」【添付資料 94】にて全体的な集計結果や自由記述などが報告されている。担当教員は学生からの授業評価を受け「教員の自己点検レポート」を作成する。

「学生生活実態調査」は概ね 4 年毎に実施しており、学習環境等の調査も行っている。また、大学内に設置した「学生なんでも意見箱」、平成 17 年度から学生との意見交換会として実施する「なんでんかんでん語ろう会」

【添付資料 90】により、学生の意見を聴取し、関連委員会、担当事務局に検討依頼している。

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況に関する学生の意見聴取は、授業評価アンケートや学生生活実態調査、「なんでんかんでん語ろう会」を通して実施されている。聴取した意見は各々担当する委員会に反映及び分析され、各教員へフィードバックしている。

「教員の自己点検レポート」は、これを作成する過程において教員自ら教育活動等を見つめ直し、授業改善等に繋げる仕組みとなっている。また、これらの情報は毎年「鹿屋体育大学 FD 報告書」にて報告され、教育の状況につ

いて職員相互においても情報共有が可能なように整備されている。以上のことから、学生の意見聴取が行われ、それが自己点検・評価に適切な形で反映する体制が整備されている。

観点 9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度に卒業生（修了生）へのアンケート調査及び就職先へのアンケート調査【添付資料 76・75】を実施し、教務委員会、学生委員会、就職対策室会議等へ調査分析結果を報告した。

また、「学外スポーツ指導実習」における受け入れ機関である学外関係者から実習に関する意見（制度、実習内容実態）を聴取し、教務委員会の下に設置された学外スポーツ指導実習小委員会が報告書【添付資料 95】を作成するなど、自己点検・評価活動を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

学外実習の受け入れ機関から得た意見を点検評価して、次回の学外スポーツ指導実習の事前事後教育へ活かすよう、自己点検・評価の体制が整っている。なお、卒業生（修了生）や就職先からの意見聴取については、学生委員会や教務委員会を中心にアンケートを実施し、その結果を今後の課題や方策について点検評価する途についたばかりであり、今後さらに整備して取組むこととしている。

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

教育に関する自己点検・評価結果に基づき、体育学部教育課程の改訂を実施することとし、平成 17 年度～平成 18 年度に教育課程改訂特別委員会を設け、キャリア教育の充実を含む教育課程再編について検討【添付資料 16】を行い、平成 19 年度に体育学部教育課程の改訂を行った。

さらに、平成 16 年度からは、教務委員会及び FD 推進専門委員会を中心として、毎回の授業において学習内容や習得すべき必須事項を 3 つのレベルに分けて記載した「体育学部教育プログラム」を作成【添付資料 49】した。

また、「FD 鹿屋体育大学 FD 報告書」において優れた教育の取組として紹介された事項について、重点プロジェクト事業推進（学長裁量）経費【添付資料 96】を配分し、さらなる取組の支援をした。

【分析結果とその根拠理由】

教育に関する自己点検・評価結果に基づき、平成 19 年度に体育学部の教育課程の改訂、「体育学部教育プログラム」の作成、及び重点プロジェクト（学長裁量経費）の採択につなげたことは、適切な改善措置が取られている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

学生による授業評価アンケートを平成 13 年度から継続的に実施しており、毎回集計結果や自由記述を各授業担当教員へフィードバックしている。教員はこの結果に基づいて、シラバスや体育学部教育プログラムを改善するとともに、「教員の自己点検レポート」【添付資料 94】において今後の取組や工夫など改善事例を報告している。

また、個々の教員は講義・実習の充実に向け、公開研究授業や授業評価結果を参考として、テキストやマニュアルを作成、デジタル教材の製作や授業のビデオ制作、各授業科目の自己学習支援のための Web を活用した教育を実践している。これらの内容は FD 講演会や公開研究授業を開催したり、「鹿屋体育大学 FD 報告書」【添付資料 94】にて掲載したりして、全学的に情報共有できる体制にある。

【分析結果とその根拠理由】

教員はフィードバックされた授業アンケートの結果を活かし、シラバス及び教育プログラムといった授業全体の組み立てを毎年検討していること、授業用の資料やデジタル教材を作成・改善していること、授業内容や教授方法について講習会や公開授業を開催・参加していること、またインターネットを活用した教育など現代的ニーズに即した学習支援活動を展開していることから、個々の教員は、授業アンケート結果に基づいて具体的な教育の質の向上を図っている。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

教務委員会の下部組織として FD 推進専門委員会を設置し、組織的な FD を推進している。

委員会が実施する学生による授業評価アンケートや「教員の自己点検レポート」結果のフィードバック、公開研究授業の開催、そして、他大学等の講師による FD 講演会、FD 研究討論会の開催により、教育内容・教育方法の改善のための取組を計画的に実施している。これらの取組や「鹿屋体育大学 FD 報告書」【添付資料 94】を発行して、教員の授業の工夫や悩みを探り、具体的内容や分析結果とともに全学的にフィードバックしている。また、研究科教務委員会において大学院の FD の在り方や制度を含めて検討し、平成 19 年度から FD 推進専門委員会において取組に着手した。

【分析結果とその根拠理由】

学生によるアンケートや「教員の自己点検レポート」に基づき、FD 推進専門委員会が主体となり教育内容や授業方法などの改善のための研修会や講演会、公開研究授業を毎年実施している。また、「鹿屋体育大学 FD 報告書」を通して全学的に FD 活動内容を周知するとともに、各教員の資質向上の取組を継続的に促進している。従って、FD は組織として上記のような方法によって適切に実施されている。

観点 9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

組織的なFD活動を通して、平成19年度に体育学部教育課程改訂が行われ、平成16年度からはシラバスを基に教育内容の詳細な記載をした「体育学部教育プログラム」の作成を行った。

また、公開研究授業やFD研究討論会、FD研修会を通して授業改善の工夫や悩み、アイデアなどが語られている。主な改善事例としては、担当授業開始に当って事前にアンケートを行い、学生の意見や関心の所在などについて確認する事例や、視覚的情報による理解を好む学生のために、画像や映像を用いた理解しやすい教材を作成して授業に活用する事例がある。また、組織的な取組としては、良好な授業環境を確保するためのガイドライン【添付資料 97】が作成され、周知された。

なお、学生による授業評価結果の経年変化【添付資料 98】を通覧すると、平成15年度からいずれの項目も評価ポイントが向上している。

【分析結果とその根拠理由】

組織的なFD活動を通して、教育課程改訂が行われ、「体育学部教育プログラム」の作成に着手した。公開研究授業やFD研究討論会、FD研修会などを通して教員が学びあい、情報交換ができる体制にある。またFDに関する活動内容は、「鹿屋体育大学FD報告書」によって全学的に周知されている。個々の教員は教材開発や学習支援方法に工夫をこらし、授業改善への取組やガイドライン作成などを継続的に行っており、学生による授業評価ポイントも向上していることから判断して、FDが教育の質の向上や授業改善に結び付いている。

観点 9-2-③： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点に係る状況】

大学院博士後期課程及び修士課程の学生がティーチング・アシスタント（TA）として学部の実技・実習・演習の授業に教育補助者【添付資料 28】として携わっている。全学的なTAへのガイダンスは行われていないが、各授業科目において、各担当教員とTAが活動内容や実験・実技における安全注意、機器操作の熟知等の心構えを含めて事前に打ち合わせを行い、各授業実施の前に担当教員から授業内容の説明を受けて行程の確認を行っている。授業で必要な技能は予め習得するように担当教員等から指導を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

TAに対しては各授業担当教員により毎回打ち合わせや事前の実習指導が行われており、個々の授業におけるTAのスキル向上は図られている。教育補助者に対して教育活動の質の向上を図るための取組は、個々の授業担当教員により適切に実施されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ FDとして、教育の質の向上や授業改善のための「体育学部教育プログラム」が作成されている。
- ・ 学内において教育関連事業の「重点教育プロジェクト」として、学部及び大学院の教育改善に向けた継続的な取組が行われている。

- ・ 学生による授業評価や教員自身の評価を基に、各教員の授業改善を図った自己点検レポート作成が制度化されている。

【改善を要する点】

- ・ 大学院生が TA として学部教育補助を行う制度が設けられているが、TA の資質担保や資質向上の研修等については個々の担当教員に委ねられており、全学的な制度の確立は検討段階にある。また、大学院の FD 活動について取組み始めたところである。

（３）基準 9 の自己評価の概要

教育の質の向上、改善に向けた意見の聴取に関して、学生からは授業評価アンケート、学生生活実態調査、意見交換会や意見箱により教務委員会や学生委員会が中心となり継続的に実施されている。卒業生及び就職先等からの意見聴取は、平成 18 年度からアンケート調査により実施され、学外実習関係者からは、従前から毎年実習後に実習生の評価を受けている。これらの教育活動の実態を示すデータや資料は、教務委員会及び学生委員会において適切に収集し、蓄積して保存する体制にある。

学生や学外関係者からの意見は、教務委員会や学生委員会及びその下部委員会により分析評価され、教育の質の向上や改善に向けて教育研究評議会や教授会にて検討・審議される組織体制にある。また各教員は、教育改善への取組を自己点検レポートとして毎年報告している。

また、授業の評価結果は各々報告書にまとめられ情報共有が可能であり、教育の状況や改善についての取組を全学的にフィードバックする体制にあり、体育学部教育課程の改訂や「体育学部教育プログラム」の作成を行うなど、具体的かつ継続的に教育の質の向上と改善に向け機能している。

以上の教育に関する資料収集や点検・評価結果等を基にして、FD 推進専門委員会が中心となり公開研究授業や FD 研修会を実施するなど FD 活動が全学的に展開されている。

なお、教育補助者について、実技・実習・演習授業科目において大学院生が学部教育のティーチング・アシスタント (TA) として携わっている。TA に対しては各担当教員が事前にガイダンスを行ったり、毎回指導方法や必要なスキルを確認したりして、TA の資質向上への取組が行われている。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は平成16年4月に国の機関から移行し、国立大学法人鹿屋体育大学として発足した。発足時の資産は全額国からの出資を受けており、総資産6,317,529千円を継承【資料10-1】した。平成19年3月末現在における資産は、【添付資料99】に示すとおりである。

債務に関しては、法人化に際しての借入金債務の継承及び法人化後の借入金について該当はない。

【資料10-1】鹿屋体育大学継承資産

区分	面積	資産額
土地	378,650㎡	1,760,304千円
建物	50,872㎡	3,955,165千円
工作物その他資産		602,060千円
合計		6,317,529千円

【分析結果とその根拠理由】

本学は法人移行時に、それまで本学が保有していた土地建物等のすべての財産を継承し、また、過去3ヶ年においても財務内容に過大な負債はなく安定しており、本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる財政基盤を構築している。

観点10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の主たる収入は国からの運営費交付金である。運営費交付金は漸減はあるものの特別教育研究経費での増額要求をするなど教育研究を実施するために必要な資金の交付を受けており、授業料等の学生納付金も収入予定通り徴収されている。また、本学の施設についても学外者へ積極的に開放することで施設貸付料収入の増加を図るなど、自己収入の確保を行っている。

この他、寄付金や受託研究費等の外部資金や科学研究費補助金の獲得【添付資料100】に向けて取組んでいる。

特に、科学研究費補助金の申請にあつては、教育研究を活性化する目的もあり、中期計画期間中に教員1人1件の申請を行うよう取組んでいる。

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入の確保については、国からの運営費交付金のうち新規増額が認められる特別教育研究経費により新規事業に対する経費を獲得しており、安定している。

外部資金や科学研究費補助金等の獲得を一層推進するよう、研究費の配分や学長裁量経費によるシーズマネーの配分などインセンティブを付与する仕組みを設けている。

観点 10－2－①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究等の目的を達成するため、鹿屋体育大学中期計画において当該期間中の事業展開及び展望に基づいた予算、収支計画及び資金計画を策定し、年度計画において各年度の予算・収支計画等を明らかにしている。これらは文部科学大臣の認可を得た段階で教職員に周知し、学内外には大学ホームページ【資料 10－2】にて公開している。

また、予算・収支計画等の財政計画は学内の総務委員会で審議され、年度計画案にまとめられたうえで経営協議会の審議を経て学長において決定される。更に毎年度の予算については、学長が予算編成方針【添付資料 101】を作成し、経営協議会の審議を経て役員会で決定され、執行される仕組みになっている。

【資料 10－2】鹿屋体育大学ホームページより

年度計画 : <http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-019.html>

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究活動の基礎となる収支等の財政計画は、中期計画・年度計画として十分な学内審議と学外者を交えた経営協議会・役員会からの視点で検討され適切な財政計画を立案してきている。また、教職員に周知し学内外に公表されており、大学ホームページによる常時公開など、その透明性は高い。

また、毎年度の予算配分に当たっても同様の審議経過を経ており、学内構成員には学内電子掲示板により公表されており確認できる。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度の決算においては、経常費用は 2,066,676 千円、経常収益は 2,151,372 千円で、当期純利益 84,695 千円を計上【添付資料 102】している。

毎年度の年度計画の財政計画及び予算配分に基づき、毎年度の予算を執行し、期中に内部監査を実施し会計監査人及び監事の監査を受けている。

また、会計監査法人及び監事から決算報告に対する監査を受ける仕組みとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の収支の状況は、法人化後 3 カ年においては基本的に均衡しており、いずれも支出超過とはなっていない。また、会計監査法人及び監事から適正に処理されていると監査報告を受けており、チェック機能も適正に発揮されている。

観点 10－2－③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動に対しては、学長が定めた予算編成方針【添付資料 101】に基づき重点プロジェクト経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費及びその他の経費によって確保している。

重点プロジェクト経費（学長裁量経費）は、本学の中期目標・中期計画達成のため重点的に推進する教育研究活動に対して学内公募により予算配分する仕組みにより、教員教育研究経費は教育経費と研究経費に区分し、研究経費は所要予算をほぼ2等分し、基礎経費と傾斜配分予算から積算し配分する仕組みにより各教員ごとに経費配分【添付資料 103】している。

【分析結果とその根拠理由】

重点プロジェクト経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費によって、各教員の教育研究活動に必要な資源配分は適切に行われている。また、施設の整備及び教育・研究設備の確保も行われており、適切な資源配分がなされている。

教員教育研究経費の傾斜配分については、教員から提出された業績評価（自己点検・評価）を適切に反映して配分を行っている。

観点 10－3－①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表等の公表は、国立大学法人法の規定に基づき文部科学大臣の承認を受けたのち、遅滞なく官報に公告するとともに、一定期間、本学で一般の閲覧に供している。また、大学ホームページ【資料 10－3】で学内外に公開している。

【資料 10－3】鹿屋体育大学ホームページより

財務情報 : http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-020.html
--

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人法に基づき、同法を遵守して適切な形で財務諸表等を公表している。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の財務に対しては、会計監査人監査、監事監査及び内部監査が実施され、毎年度の予算執行に伴い、期中にこれらの監査を受けるほか、決算報告に対する監査を受ける仕組みとなっている。

監事監査は、監事監査規程により、年度当初に監事により監査計画が策定され、業務監査及び会計監査【添付資料 104】が実施されている。

また、学長の下に配置された監査室を整備しており、内部監査要項に基づき定期及び随時の内部監査【添付資料105】を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

会計監査人による期中期末による会計監査、監事による業務監査及び会計監査、監査室による内部監査が実施されており、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

更に、会計監査法人からは随時会計処理に関して適切な指導を受けているほか、業務監査及び会計監査による改善指導を受けており、適切なシステムとなっている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学は教育研究活動を安定して遂行できる資産を保有し、財務内容も経常収入の確保及び支出状況とも基本的に安定している。
- ・ 教員から提出された業績評価（自己点検評価）を反映して、教員教育研究費の傾斜配分を行っているほか、重点プロジェクト経費（学長裁量経費）により、メリハリの利いた資源配分がなされている。

【改善を要する点】

- ・ 該当なし。

（３）基準10の自己評価の概要

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するため、法人化移行前に本学が保有していた土地建物等のすべての財産を継承し、平成16年度以降も現在まで安定した財政基盤を保持している。事業年度ごとの財政計画は、実施する事業計画について総務委員会等の学内審議を経て、学外者を交えた経営協議会・役員会からの視点で検討され適切な財務計画を立案してきている。この結果、財務内容は経常収入の確保及び支出状況とも基本的に安定しており、大学ホームページに公表されるなど透明性は高く、本学の目指す教育研究活動を安定して遂行できる財務体制が確立している。

また、教育研究活動に対しては、学長が定めた予算編成方針に基づき重点プロジェクト経費（学長裁量経費）及び教員教育研究経費その他の経費によって確保される仕組みが確立しており、教員業績評価（自己点検・評価）を反映した教員教育研究費の傾斜配分を既に実施するなど、適切な資源配分がなされている。

本学の財務に対しては、会計監査人、監事等による会計監査及び内部監査が多面的に実施されており、適切な監査システムとなっている。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11－1－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本学では、管理運営のための組織【資料 11－1】として、国立大学法人法に基づき、学長のもとに、意思決定機関としての「役員会」、審議機関としての「経営協議会」・「教育研究評議会」を置き、法人の経営及び教育研究に関する重要事項その他大学運営に当たっている。この他に、大学運営に関する連絡調整を担う「運営連絡会」を設置するとともに、大学運営に関する専門的な事項を検討する総務委員会等の常任委員会を設置している。

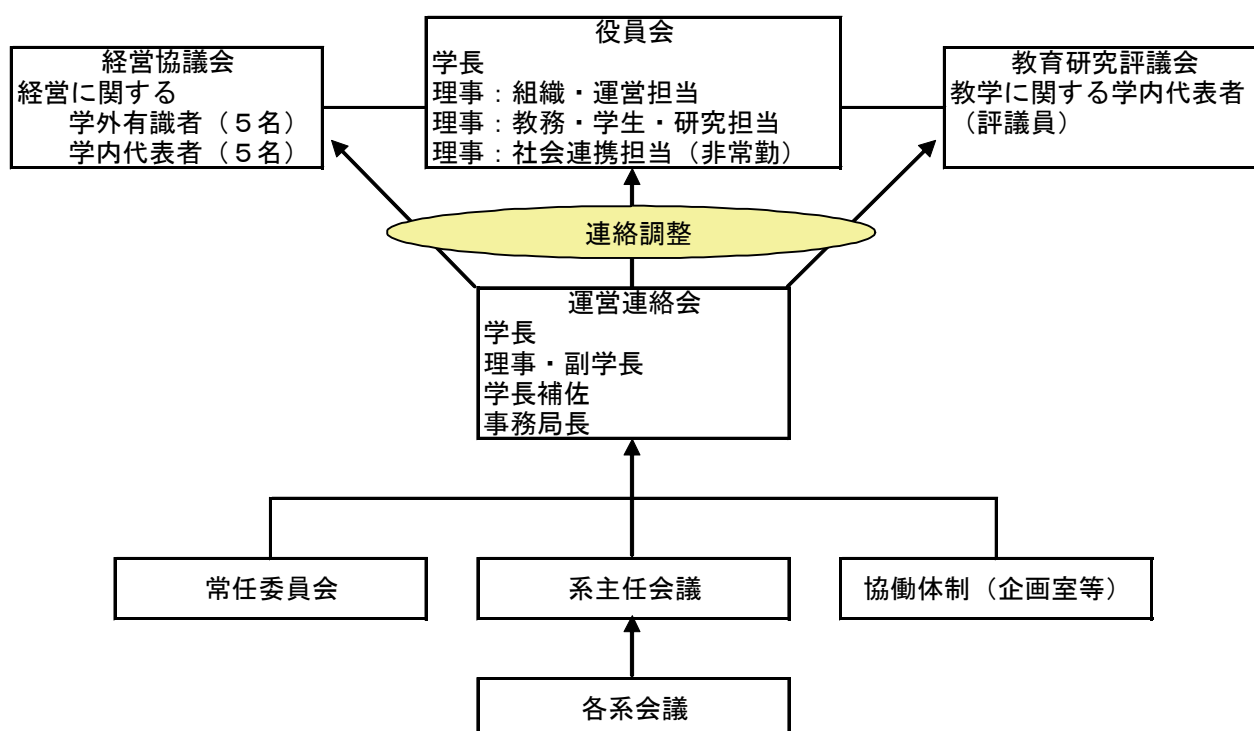
管理運営に当たる主要な構成員（執行部）は、学長、理事・副学長 2 人（組織運営担当、教務等担当）・非常勤理事（社会連携担当）と事務局長であり、更に特定業務について学長を助ける学長補佐 3 人を配置している。

また、教員と事務職員が一体となった協働体制である「企画室」をはじめとした 6 室を配置【添付資料 106】している。

学部・研究科には教員の基本的組織である各系ごとに、系会議を置き学内に各系の主任と執行部で構成する系主任会議を設置している。

管理運営及び教育研究支援の業務を支援する事務組織は、事務局長の下に総務課等 6 課から構成されており、事務職員・技術職員等 68 人（平成 19 年 5 月現在）が配置されている。

【資料 11－1】管理運営組織図



【分析結果とその根拠理由】

法人化移行を機に、役員会・経営評議会・教育研究評議会による意思決定のシステムに移行し、各種委員会を見直し整理統合を行った。管理運営に携わる組織は役割分担・規模ともに適切である。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長は役員会や管理運営に関する連絡調整を担当する運営連絡会の議長として、それぞれ議事を取りまとめている。学内に置かれる重要事項を審議する常任委員会には学長及び理事・副学長を初め学長補佐がそれぞれ委員長として就任【添付資料 107】し、役員会・運営連絡会との連携が密となるよう設計されている。

また、教職員協働体制である企画室等 6 室【添付資料 106】は、戦略的に課題分析と対応方針を検討する仕組みを構築しており、教員組織においては、各系会議及び系主任会議を設置している。

【分析結果とその根拠理由】

常任委員会の委員長に理事や学長補佐が就任していることや戦略的な課題対応を担当する教職員協働体制である企画室等 6 室配置することにより、委員の意見や管理運営上の諸課題がスムーズに学長に集約され、大学全体の状況を把握し、リーダーシップを持って運営に当たることができる組織形態となっている。また、運営連絡会及び系主任会議の設置により組織間の連携も図られており、効果的な意思決定を行える体制となっている。

観点 11-1-③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学内構成者にあつては、各種委員会や教授会・系会議・事務連絡会等の議論の中で常にニーズを把握する基本的な管理運営の体制である。

特別な取組として、学生に対しては、「学生なんでも意見箱」により常時投書を受ける制度と直接学生の声を聞く「なんでんかんでん語ろう会」【添付資料 90】を設けており、教職員に対しては、「意見箱」を学内に設置し常時提案を受ける制度を確立している。各投書に関しては、必ず意見に対して大学が取った措置を明らかにしており、学生には学内掲示板により、教職員には学内電子掲示板により公表している。

このほか、非常勤理事・監事・経営協議会の学外委員からは、それぞれの立場で発言を得て各提案を管理運営に反映させており、大学広報誌【添付資料 108】にも掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

日常の大学運営の中で、多様な形態により学生、教職員、その他学外関係者からの要望を受けている。また、各意見に基づいて大学の取った措置は学内外に公開しており、適切な処理となっている。

観点 11－1－④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事は、国立大学法人法及び本学監事監査規程に基づき、監査計画を策定し、各事業年度ごとに業務及び会計について定期監査【添付資料 104】を実施している。

監事は、このほか、役員会・経営協議会・教育研究評議会の大学の重要会議に常時出席し、学長の求めに応じ必要な意見を述べている。また、学内の重要な決裁文書は監事に回付するなど、管理運営に関与する仕組みを構築している。

【分析結果とその根拠理由】

本学監事は非常勤であるにも関わらず、大学の重要会議に常時出席し、また、重要な決裁文書の回付など管理運営に対して日常的かつ積極的に関与しており、監事監査報告時及び随時に業務改善の指摘や有益な指導助言を得るなど、監事は適切な役割を果たしている。

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員を中心に研修【添付資料 109】や資質の向上のための取組を行っている。外部講師によるスタッフデベロップメント研修会や語学研修等のスキルアップ研修の実施、他の大学院が実施する集中公開講座への職員参加、その他放送大学利用の研修などを設けている。このほか、九州地区国立大学等の合同研修に参加している。

役員等の執行部に関しては、国立大学協会や国立財務経営センター等が主催する各種セミナーへ参加している。

【分析結果とその根拠理由】

職員に対して、各種研修を計画・実施し、かつ多様な機会を用意しており、大学の管理運営に関わる職員の資質向上策を講じている。今後は、教員・事務職員を対象として、管理運営のために目的を明確にした研修計画を立てていくこととしている。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する方針は、大学中期目標・計画の中に示されている。大学の規則の根本は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則」であり、この中で、学長・理事及び役員会・経営協議会・教育研究評議会等の管理運営の基本的組織や枠組み【資料 11－2】を定めており、これに基づき、学内諸規程を整備し、各構成員の責任と権限を定めている。更に経営協議会委員や役員の選考を初め、副学長・学長補佐・図書館長等の組織の長に関する選考規程、教員採用の規程【添付資料 20～22】等を定めている。

【資料 11－2】鹿屋体育大学通則より抜粋

第2章 法人の組織

第1節 役員及び職員

(学長の職務)

第8条 学長は、本学の業務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務)

第10条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 常勤の理事は、理事としての本来の職務に支障がない範囲で、理事としての業務に加えて、大学の業務を行うことができる。

第3節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議等

(役員会)

第20条 法人に、役員会（法人法第11条に規定する役員会をいう。以下同じ。）を置く。

2 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第21条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、法人の経営に関する学内の代表者及び学外の有識者で構成する。

3 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、本学の教育研究に関する学内の代表者で構成する。

3 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するため、管理運営に関する方針は大学中期計画及び学内規則に明確に示されている。また、学内規則に沿って管理運営は実践され、各構成員の責任と権限を鹿屋体育大学通則上に明確にしていることから、適切である。

観点 11－2－②： 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の中期目標及び中期計画を始め、年度計画及び国立大学法人評価や自己点検・評価の結果等を大学ホームページ【資料 11－3】に公表している。

また、大学の活動状況に関するデータや情報は、国立大学法人法等に基づく公表事項や大学評価に関する公表事項・研究者情報及び教育研究評議会・経営協議会等の議事内容として蓄積し、大学ホームページ【資料 11－4】に掲載している。

このほか、FD 報告書や学生生活実態調査報告書等の大学の活動状況を示すデータを逐次取りまとめ、学内外

に公表している。

【資料 11－3】鹿屋体育大学ホームページより

年度計画	： http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-019.html
国立大学法人評価	： http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-021.html
自己点検・評価（年次報告書）	： http://www.nifs-k.ac.jp/outline/outline-027.html

【資料 11－4】鹿屋体育大学ホームページより

大学の概要	： http://www.nifs-k.ac.jp/outline/index.html
-------	---

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は系統的に蓄積されており、学内構成員のみならず学外者に対して大学ホームページにより公開している。

今後は、データや情報をより効果的に機能させるため、詳細なデータ等を包括して管理提供する大学情報データベースの構築を検討することとしている。

観点 11－3－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の自己点検・評価は、平成3年度から教育部門・研究部門及び学内行政事務部門ごとに自己点検・評価委員会を中心に順次実施してきた。法人化を契機に平成16年度からは、学長ヒアリングを実施し当該事業年度に係る実績報告を取りまとめるなど、総務委員会が中心となって組織的な点検・評価を展開している。特に平成18年度は認証評価ワーキンググループを設置し、機関別認証評価実施に向けた自己点検・評価を実施している。

また、教職員に関する業績評価については、総務委員会のもとに業績評価専門委員会を別に設け、平成16年度から教員業績評価【添付資料 23】を実施している。

大学の自己点検・評価に関する方針は、毎年度「鹿屋体育大学自己点検・評価及び第三者評価に関する方針」【添付資料 110】に明示しており、この方針に沿って自己点検・評価を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の自己点検・評価の方針を明確にし、関係委員会等の実施機関から学長ヒアリングを行うなど総務委員会等により組織的に、かつ根拠となる資料・データに基づき的確に実行されている。また、教員の業績評価も毎年度実施されており、組織的な活動となっている。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

大学の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会のもとで自己点検・評価の報告書として刊行され、法

人化後は総務委員会のもとで集計・分析し「年次報告書」及び国立大学法人としての「各事業年度実績報告書」としてまとめている。

また、「年次報告書」及び国立大学法人としての「各事業年度実績報告書」は大学ホームページ【資料11-3】等で、広く学内外に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の自己点検・評価の結果は、「年次報告書」及び法人としての「各事業年度実績報告書」として大学ホームページ等で公表するなど広く社会に公開しており、適切な処理となっている。

観点11-3-③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点到係る状況】

平成10年度、16年度に全学組織を対象とした外部評価を、平成17年度にはスポーツトレーニング教育研究センターを対象とした外部評価【添付資料111】を実施している。

法人化後の平成16年度からは、国立大学法人として当該事業に係る業務の報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の法人評価を受けている。

また、平成19年度には、大学として認証評価を受審することを機関決定していることから、外部者による検証は、認証評価により実施することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

平成10年度・16年度・17年度に外部評価を実施し、評価報告書を発刊・公表しており、外部者の検証は適切に実施されている。

法人化後は国立大学法人評価委員会による法人評価を受けており、このほか平成19年度には大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受けることとしており、適切に外部者による評価が実施されている。

観点11-3-④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

平成19年度実施の国立スポーツ科学センターとの連携大学院制度は、平成17年度の自己点検・評価において「学内及び学外との連携を強化して、国内外の優秀な研究者、学生が共同して教育研究を進められる体制の整備が必要」との判断に基づいた、改善への取組実例である。

このほか、外部者から評価に対する管理運営の改善のための取組【添付資料112】を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

国立スポーツ科学センターとの連携大学院制度はトップアスリート養成機関の最先端スポーツ諸科学との融合の要請及び自己点検・評価に基づいた改善結果であり、改善の成果があがった事例である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 理事や学長補佐が常任委員会の委員長に就任していることや戦略的な課題対応を担当する教職員協働体制である企画室等6室を配置することにより、委員の意見や管理運営上の諸課題がスムーズに学長に集約され、学長のリーダーシップが発揮しやすい組織形態となっている。
- ・ 「学生なんでも意見箱」や「意見箱」により、学生、教職員等からの要望を受ける制度を確立しており、また、学外者のニーズ把握に取り組んでいる。
- ・ 大学の自己点検・評価の方針を明確にし、自己点検・評価を実施し、「年度報告書」及び国立大学法人としての「各事業年度実績報告書」としてまとめるとともに、教員の業績評価も実施されており、組織的な活動となっている。

【改善を要する点】

- ・ 大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報をより効果的に機能させるため、詳細なデータ等を包括して管理提供する大学情報データベースの構築を検討する必要がある。

(3) 基準11の自己評価の概要

学内に置かれる重要事項を審議する常任委員会に学長及び副学長等が委員長として就任し、役員会・運営連絡会との連携が密となるよう設計されている。また、教員と事務職員が一体となった協働体制である企画室等6室を配置し、課題分析と対応方針を検討する仕組みを構築し、学長のリーダーシップを発揮しやすい組織形態となっている。更に、学部・研究科には教員の基本的組織である各系ごとに系会議及び各系の主任と執行部で構成する系主任会議を設置し、学部・研究科における系内及び系間の諸問題や管理運営に関する連絡調整を行うボトムアップ機能を確保している。

管理運営に関する方針は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則」であり、この中で管理運営の基本的組織や枠組みを明確にしており、これに基づき、学内諸規程を整備し、各構成員の責任と権限を明確にしている。大学に関するデータや情報は、学内構成員のみならず学外者に対して大学ホームページにより公開している。

学生や教職員等のニーズ把握は、各種会議において把握する体制となっており、その他に学生に対しては、「学生なんでも意見箱」により常時投書を受ける制度と直接学生の声を聞く「なんでんかんでん語ろう会」を設けており、教職員に対しては、「意見箱」を学内に設置し常時提案を受ける制度を設けている。また、非常勤理事・監事・経営協議会の学外委員からはそれぞれの立場で発言を得て各提案を管理運営に反映させている。

法人化を契機に平成16年度からは、総務委員会が中心となって、自己点検・評価を目的とする学長ヒアリングの実施、教員業績評価の実施など、組織的に点検・評価を展開している。更に、外部評価を実施しており、外部者の検証は適切に実施されている。